

建設分野技能実習に関する事業協議会について

1 目的

建設分野技能実習に係る関係者間において、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、その建設業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行う。

(「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第五十四条関係)

2 構成員（別紙1のとおり）

3 資料及び議事

後日公開

4 事務局

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

建設分野技能実習に関する事業協議会構成員名簿（敬称略）

＜構成員＞

- 1 佐賀大学経済学部 早川 智津子
- 2 （公財）建設業適正取引推進機構
- 3 （一社）重仮設業協会
- 4 （一社）情報通信設備協会
- 5 全国圧接業協同組合連合会
- 6 全国板硝子工事協同組合連合会
- 7 （公社）全国解体工事業団体連合会
- 8 全国仮設安全事業協同組合
- 9 全国管工事業協同組合連合会
- 10 （一社）全国建行協
- 11 （一社）全国建設業協会
- 12 （一社）全国建設産業協会
- 13 全国建設労働組合総連合
- 14 （一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会
- 15 （一社）全国特定法面保護協会
- 16 （一社）全国防水工事業協会
- 17 全国マスチック事業協同組合連合会
- 18 （一社）全日本瓦工事業連盟
- 19 （一社）鉄骨建設業協会
- 20 （一社）鉄骨現場溶接協会
- 21 （一社）日本ウレタン断熱協会
- 22 （公社）日本エクステリア建設業協会
- 23 （一社）日本管路更生工法品質確保協会
- 24 （一社）日本下水道施設業協会
- 25 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 26 （一社）日本建設機械施工協会

- 27 (一社) 日本建設業連合会
- 28 (一社) 日本在来工法住宅協会
- 29 (一社) 日本左官業組合連合会
- 30 (一社) 日本サッシ協会
- 31 日本室内装飾事業協同組合連合会
- 32 (一社) 日本造園建設業協会
- 33 (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- 34 (一社) 日本築炉人材育成協会
- 35 (一社) 日本塗装工業会
- 36 (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- 37 (一社) 日本配管工事業団体連合会
- 38 (一社) 日本発破・破碎協会
- 39 (一社) 日本保温保冷工業協会
- 40 (一社) ビルディング・オートメーション協会
- 41 (一社) プレハブ建築協会
- 42 (一社) マンション計画修繕施工協会

<オブザーバー>

- 43 外国人技能実習機構
- 44 (一社) 建設技能人材機構
- 45 (一財) 国際建設技能振興機構
- 46 法務省 出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
- 47 厚生労働省 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室

建設分野技能実習に関する事業協議会 設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、建設分野技能実習に関する事業協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、建設分野技能実習に係る関係者間において、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、その建設業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 建設分野技能実習の実施状況に係る情報共有
- 二 本実習の適正な監理を推進する上での課題に関する意見の交換
- 三 本実習の適正な監理の徹底に向けた周知及び啓発
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
- 二 建設業者団体（元請団体、専門工事業団体等）
- 三 国土交通省
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要と認められる者

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する座長の承認を得て構成員となる。

(座長)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、構成員の中から互選によって選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、運営を統括する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、次条に規定する事務局が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が行う。

(資料及び議事の公開)

第8条 協議会の資料及び議事概要は、国土交通省ホームページで会議開催後日公開する。ただし、座長が必要と認めるものは非公表とすることができる。

(雑則)

第9条 協議会は、必要に応じて、本要綱の規定の見直しを行うものとする。

2 要綱の見直しは、構成員の定員の過半数の賛成を以て了承されるものとする。

第10条 本要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、平成30年3月26日より施行する。

附 則（令和5年3月23日）

本要綱は、令和5年3月23日より施行する。

外国人技能実習制度の現状

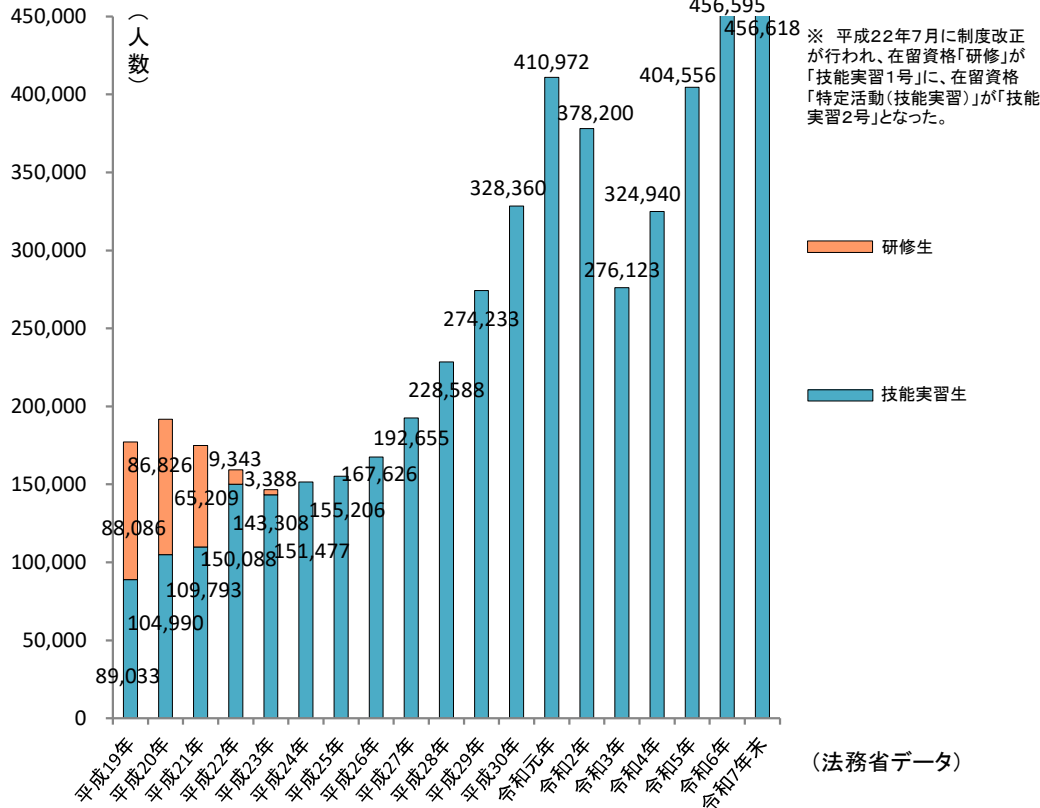
令和8年6月11日

 OTTT 外国人技能実習機構

技能実習制度の現状

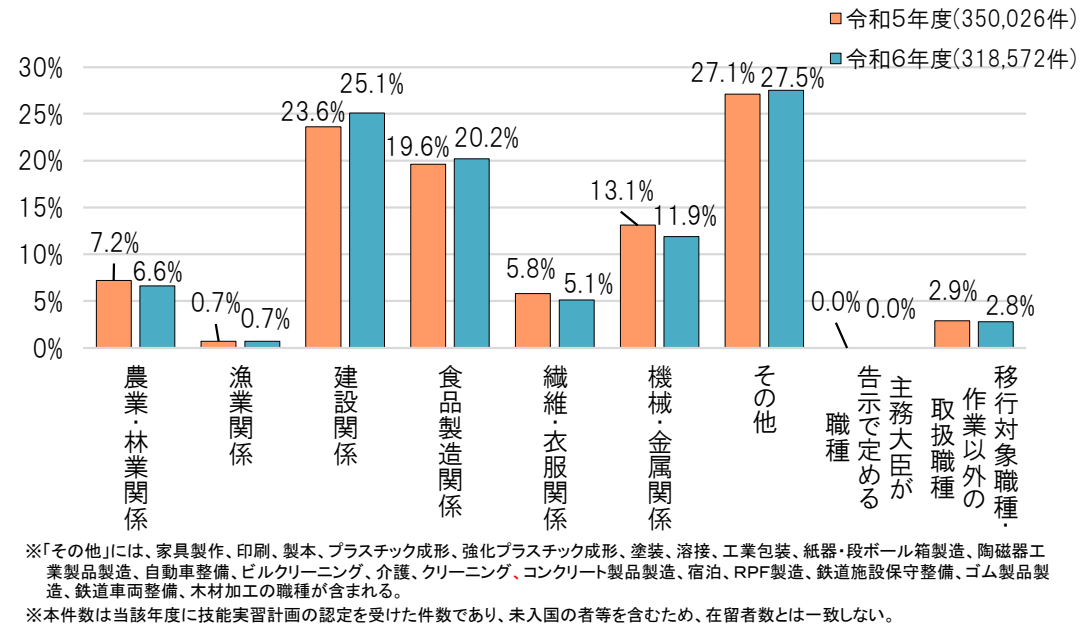
1 令和7年末の技能実習生の数は、456,618人

研修生・技能実習生の在留状況



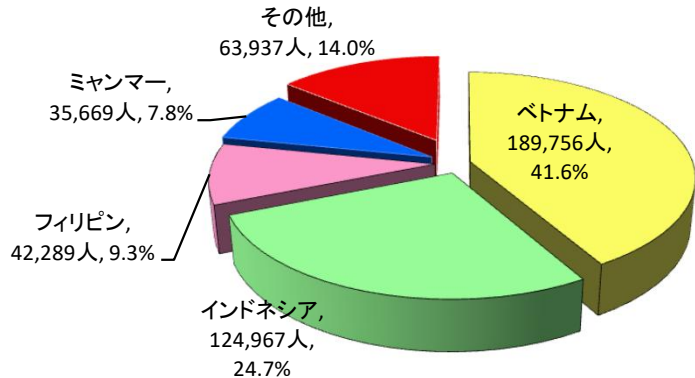
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。

職種別「計画認定件数(構成比)」



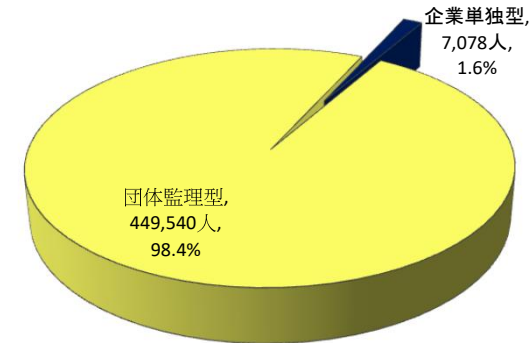
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

令和7年末 在留資格「技能実習」在留外国人国籍別構成比(%)



4 団体監理型の受入れが98.4%

令和7年末「技能実習」に係る受入形態別在留者数



技能実習制度の現状②

(1) 技能実習生数(令和7年末現在)

	1号	2号	3号
企業単独型	3,406	3,178	494
団体監理型	148,325	267,096	34,119

(2) 監理団体許可件数

	令和6年度
一般監理事業	0
特定監理事業	105
合計	105

(3) 技能実習計画の認定件数(令和6年度)

	1号	2号	3号
企業単独型	3,899	1,865	169
団体監理型	151,193	149,697	11,749
合計	155,092	151,562	11,918

(4) 実地検査及び指導件数(令和6年度)

	監理団体	実習実施者
実地検査	4,457	21,241
指導件数	2,659	8,525

(5) 母国語相談の状況

	令和6年度
ベトナム語	8,449
中国語	1,870
インドネシア語	1,705
フィリピン語	1,008
ミャンマー語	342
カンボジア語	232
タイ語	218
英語	139
その他	46

(出典)

(1) 出入国在留管理庁

『令和7年末現在における在留外国人数について』

(2)～(5) 外国人技能実習機構

『令和6年度業務統計』

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（92職種169作業）

1 農業・林業関係（3職種7作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農
林業	育林・素材生産作業

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 積み込み 掘削 締固め
築炉	築炉

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名
食品製造業●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
	加熱性水産加工
	食品製造業●
非加熱性水産加工	塩蔵品製造 乾製品製造 発酵食品製造 調理加工品製造 生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造 牛豚精肉商品製造△
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係（14職種23作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●	含ねん糸工程
	準備工程
	製織工程 仕上げ工程
染色	糸浸染 織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造 丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造 タフテッドカーペット製造 ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ縫製
座席シート縫製●	自動車シート縫製
タオル製造●△	タオル縫製

6 機械・金属関係（17職種34作業）

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
機械検査	機械組立仕上げ
	機械検査
	機械保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製品製造●△	引抜加工 仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）

7 その他（21職種39作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形 ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造 段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
クリーニング●△	リネンサブライ仕上げ 一般家庭用クリーニング
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工 押出し加工 混練り圧延加工 複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解き装 空気装置検修・解き装
木材加工●△	機械製材

○ 社内検定型の職種・作業（2職種4作業）

職種名	作業名
空港ランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱 客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

（注1）●の職種・作業：技能実習評価試験が実施されている職種・作業
（注2）△の職種・作業：3号の対象外である職種・作業

技能実習生への相談対応・情報発信

「**母国語相談**」として、**曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応**を実施。
また、**地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）**を実施。
さらに、技能実習生に対する**各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信**（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも**電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙**によって、**8か国語での申告・相談が可能**。電話料金はフリーダイヤルで無料。

暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口（技能実習SOS・緊急相談専用窓口※）を開設。

※ 下記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュ。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL ※メールでの相談はこちらで受付
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

技能実習生手帳アプリ・日本語教育アプリ

技能実習生の皆さま

「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■9か国語対応

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ
- ・母国語相談窓口：
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
- ・災害情報：地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
- ・事務所検索（大使館）：あなたの国の大使館情報
- ・アプリ共有：

Facebook、X（旧Twitter）、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア

※ アプリの利用により個人の情報などは収集されません。



■お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL03-6712-1965

技能実習生・実習実施者・監理団体の皆様へ

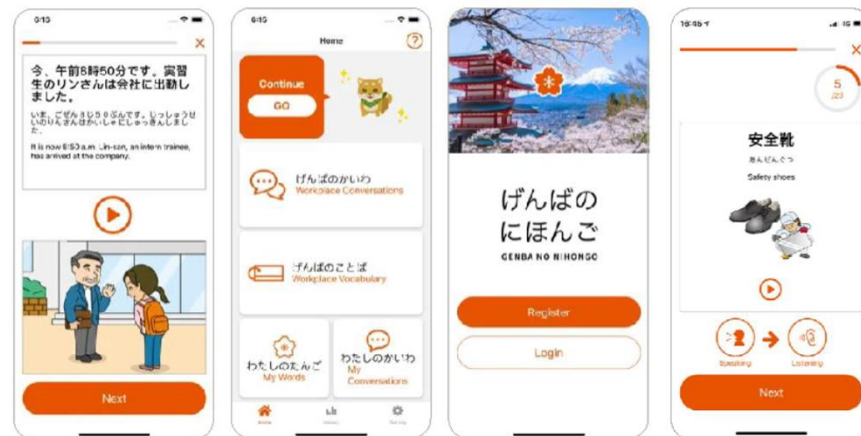
日本語教育アプリ

「げんばのにほんご」

をご活用ください



日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、入国前講習、入国後講習、実習期間中等のスキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。



※活用イメージ

- 本アプリは、技能実習先における現場の言葉や会話の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は無料です。
※インターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料は利用者負担となります。
- 英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語及びミャンマー語の8言語に対応しています。
- 令和8年3月現在、本アプリが対応している職種は「機械・金属関係職種」、「食品製造関係職種」、「建設関係職種」、「農業関係職種」、「繊維・衣服関係職種」、「漁業関係職種」、「溶接職種」の7職種です。

▶ iPhoneをお使いの方は[こちら](#)

▶ Androidをお使いの方は[こちら](#)



アプリに関するお問い合わせ先 ▶ contact@genbanonihongo.com

(2026.3 OTIT)

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

技能実習生の適切な監理のために

日本に来て間もない技能実習生は、慣れない土地・環境で戸惑っています。周りに知り合いもいない方がほとんどです。

技能実習生の不安解消のために、知っておいていただきたいことを下にまとめました。

☆技能実習生はいろいろな不安を抱えています☆



まずはコミュニケーションをとるようにしましょう。

挨拶をすることでも結構です。

顔を見て「〇〇さん、おはようございます」と声をかけましょう。

日本語を覚えるとコミュニケーションもスムーズになります。日本語の習得を支援しましょう。

☆外国との文化・生活習慣の違いを理解しましょう☆

「日本に来ているのだから日本の文化や習慣に従うべきだ」とお考えの方もいるかと思いますが、それぞれの文化等を尊重する考え方も必要です。例えば、以下のような点に気を付けましょう。

・頭は神聖なもの。叩くことはもちろん、触ることも不可です。

危険なことを注意する場合でも頭を触るのは避けましょう。

・大声を話されるのを暴言と考える人が多いです。

注意する場合であっても大声を出すのはやめましょう。

☆個人ごとに違いがあること理解しましょう☆

・仕事の仕方を何度も聞くことをためらってしまう人がいます。分かるまで教えてあげてください。

・不快なことがあっても耐えている人がいます。普段から気にかけていただき、困っていることがないか、聞いてください。

よい環境で技能実習をしていただくために、今よりも少し、技能実習生に配慮していただくようお願いいたします。



技能実習生 安全衛生対策 マニュアル

建設職種



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

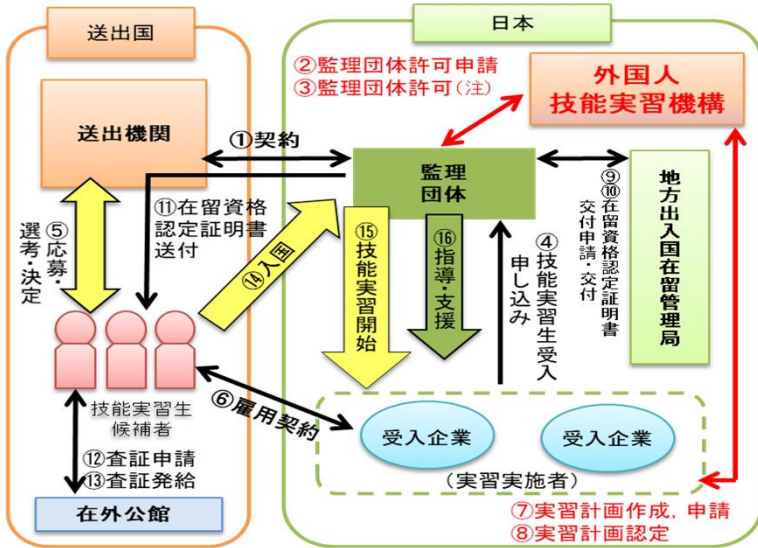
同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約46万人在留している。
※令和7年末時点

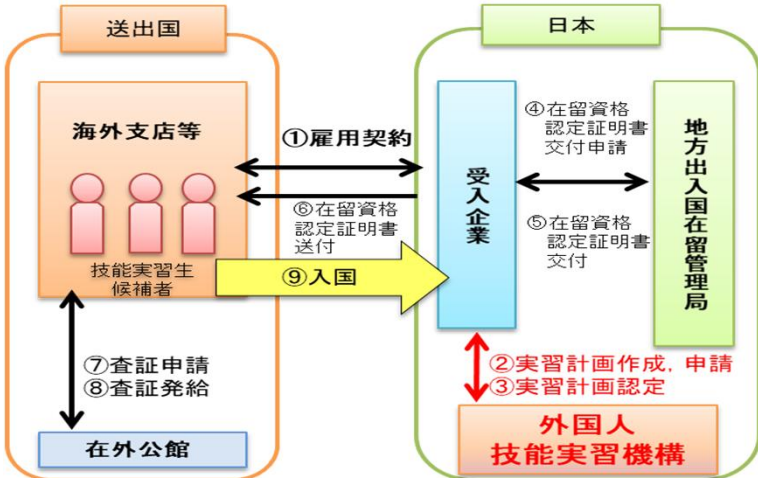
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

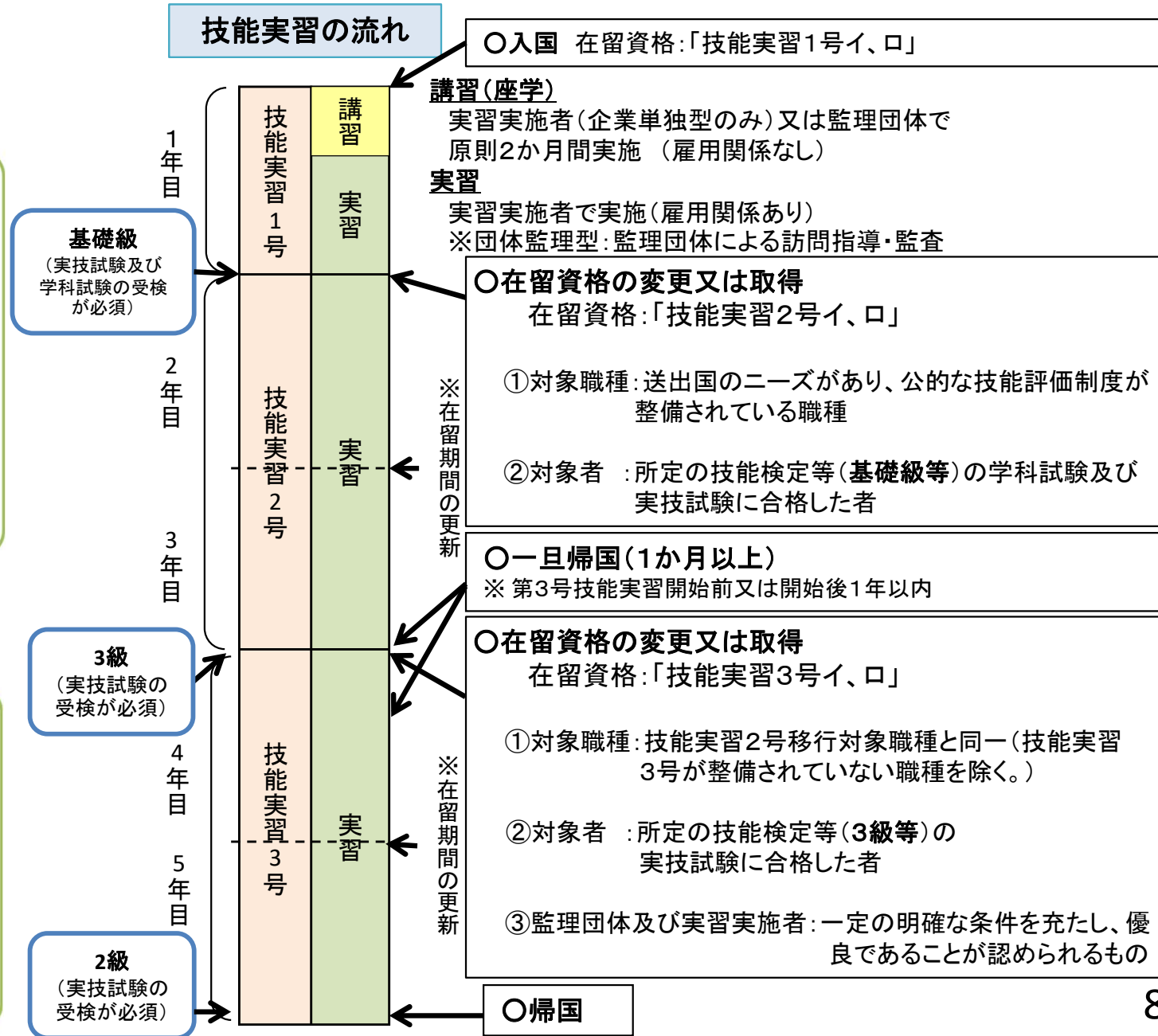


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格：「技能実習1号イ、ロ」

講習(座学)
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習
実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習2号イ、ロ」

①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者：所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)
※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習3号イ、ロ」

①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)

②対象者：所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

外国人技能実習制度の現状

令和8年6月11日 令和8年度 建設分野技能実習に関する事業協議会



出入国在留管理庁 在留管理支援部
在留管理課特定技能・技能実習運用企画室

実地検査から行政処分等の流れ

外国人技能実習機構で行う範囲（※主務大臣等も実施可能）

実地検査

○監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問等により検査を行うもの。

定期検査

○検査計画に基づき定期的に実施するもの。
※監理団体は1年に1回程度、実習実施者は3年に1回程度実施することとしている。

- ・技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

臨時検査

○技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等あり

改善勧告・改善指導

未改善

○重大・悪質な法令違反
○同種違反を繰り返す場合等

改善

法令違反等なし

完結

主務大臣等による行政処分等

行政処分等の内容

○行政処分等を行う場合には、**事業者名等を公表**。

行政処分等の内容と効果は、以下のとおり。

監理許可・計画認定の取消し

○重大な許可・認定基準違反、法令違反等に対し、許可・認定を取り消す。
（第37条第1項、法第16条第1項）

⇒ 取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可及び技能実習計画の認定が受けられなくなる。

事業停止命令

○許可基準違反や法令違反に対し、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずる。
（法第37条第3項）

⇒ 事業停止命令に従わない場合、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可の取消事由となる。

改善命令

○許可・認定基準違反や法令違反に対し、期限を定めて改善のための措置を命ずる。
（第36条第1項、法第15条第1項）

⇒ 改善命令に従わない場合は、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可・認定の取消事由となる。

※特に悪質な法令違反の場合（罰則あり）には、刑事告発

○ 技能実習法に基づく行政処分等の状況

令和8年3月27日現在

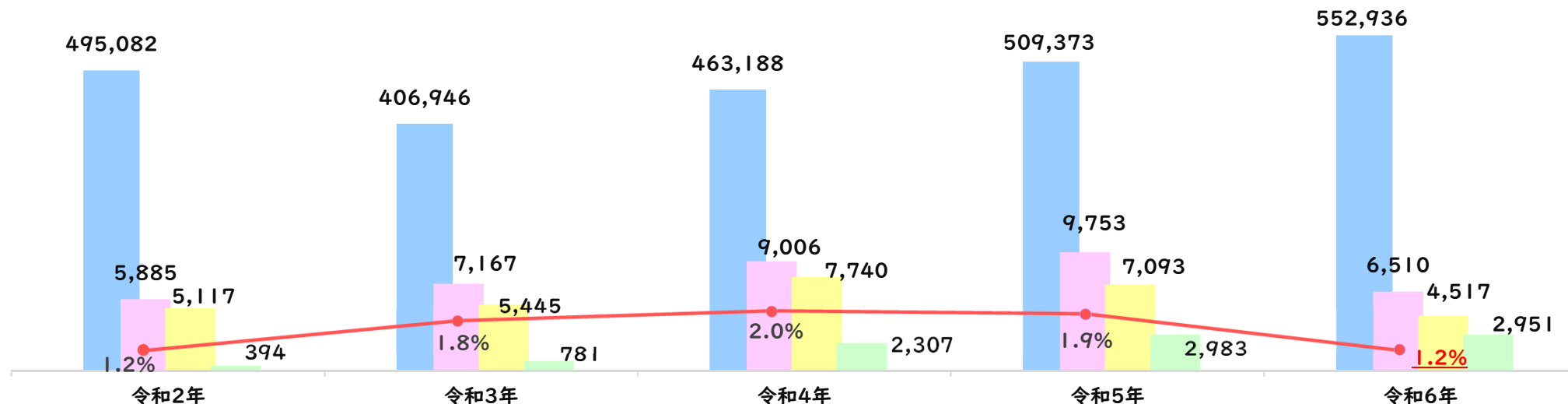
	監理団体		実習実施者		
	許可取消 (団体数)	改善命令 (団体数)	認定取消		改善命令 (実習実施者数)
			実習実施者数	取り消した 計画認定数	
合 計	63	39	704	11,075	15
平成30年度	1	0	8	151	1
令和元年度	4	0	23	244	2
令和2年度	13	2	77	1,001	6
令和3年度	13	10	177	2,080	6
令和4年度	12	15	114	1,723	0
令和5年度	5	5	120	1,403	0
令和6年度	6	0	55	2,744	0
令和7年度	9	7	130	1,729	0

技能実習生の失踪者数の推移

技能実習生の失踪者数の推移（令和2年～令和6年）

- 令和6年における技能実習生の失踪者数は6,510人であり、前年から3,243人減少（33.3%減少）した。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は、令和6年は1.2%であり、前年から0.7ポイント低下した。
- 令和2年から令和6年までの技能実習生の失踪者計38,321人のうち、令和7年5月時点で所在が不明な者は9,416人となる。

■ 技能実習生数(※) ■ 失踪者数 ■ 3月以内に所在確認できた者を除いた数 ■ 各年の失踪者のうち、令和7年5月14日時点で所在が不明の数
●—● 技能実習生数に対する失踪者数の割合 ※ 前年末の在留技能実習生と当年に入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた技能実習生の合計人数



国	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	技能実習生数(※)	失踪者数	技能実習生数(※)	失踪者数	技能実習生数(※)	失踪者数	技能実習生数(※)	失踪者数	技能実習生数(※)	失踪者数
総計	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093	6,510(1.2%)	4,517
ベトナム	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920	3,865(1.5%)	3,361
ミャンマー	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5	1,263(3.1%)	56
インドネシア	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611	520(0.5%)	423
中国	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703	335(0.9%)	271
カンボジア	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565	275(1.5%)	210
フィリピン	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69	70(0.1%)	56
タイ	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30	37(0.2%)	30
バングラデシュ	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20	35(1.9%)	23
ウズベキスタン	3	2	3	3	26(10.0%)	22	63(15.4%)	59	31(7.6%)	27
スリランカ	23	18	7	5	12(0.9%)	10	30(1.5%)	27	28(1.0%)	24
その他	47	42	45	39	82(1.3%)	72	100(1.1%)	84	51(0.5%)	36

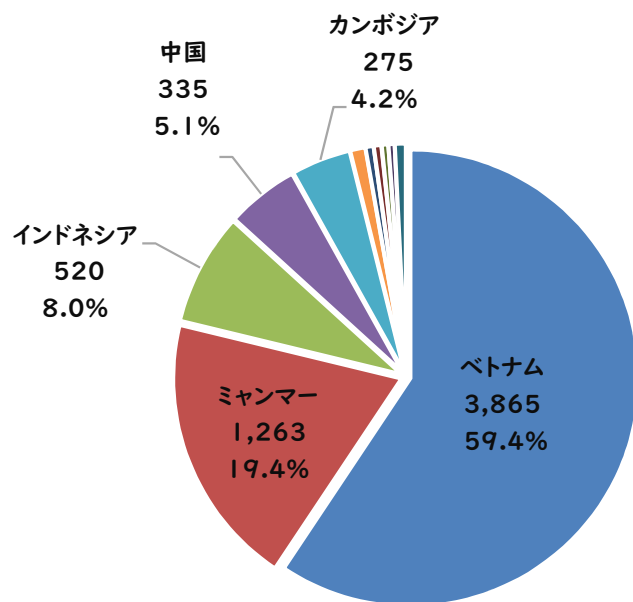
注 本資料に含まれる技能実習生の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

※カッコ内は、技能実習生数に対する失踪者数の割合

- 失踪者の発生が多い上位5か国については、すべての国が令和5年と比較して失踪者数が減少。
- 依然としてベトナム人及びミャンマー人の割合が大きいですが、失踪者数は、両国ともに令和5年と比較し約30%減少。
- これまでの取組を着実に実施するとともに、失踪動機及び失踪後の稼働状況のより詳細な把握等に向け検討を進める。

令和6年国籍別失踪者数

失踪者 6,510人



上位5か国の失踪者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年対前年増減率 (%)
ベトナム	3,741	4,772	6,016	5,481	3,865	-29.5
ミャンマー	250	447	607	1,765	1,263	-28.4
インドネシア	240	208	367	662	520	-21.5
中国	964	896	922	816	335	-58.9
カンボジア	494	667	829	694	275	-60.4

失踪防止に関する主な取組

技能実習生に関する取組

- 在外公館等の関係機関を通じた、来日前の確認事項やブローカーの勧誘に対する注意喚起を促すリーフレットによる周知
- ミャンマー人への緊急避難措置の運用見直し
→次ページ参照

送出国に関する取組等

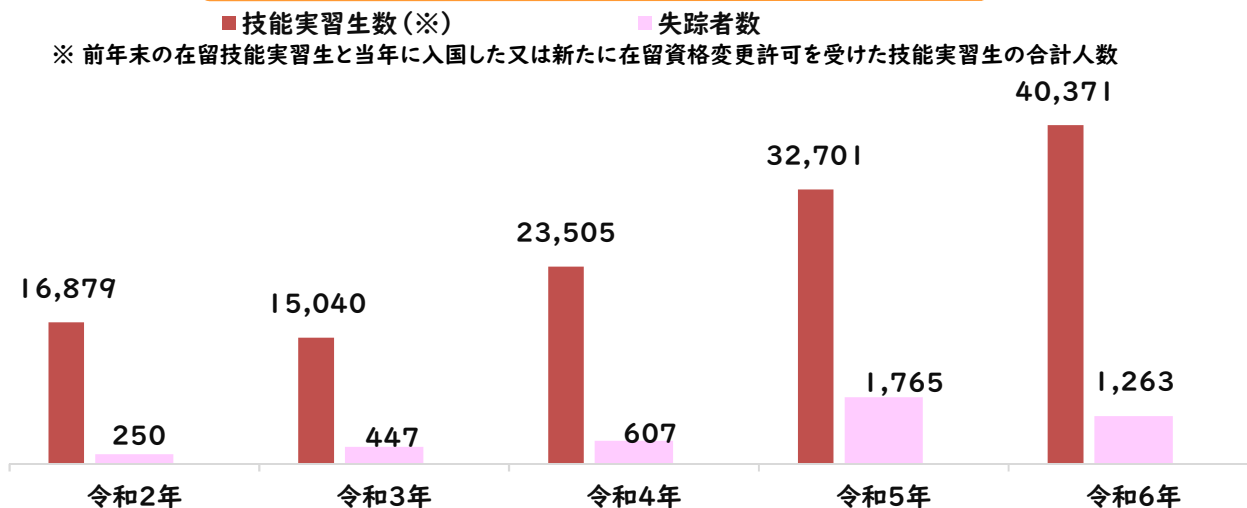
- 二国間取決めに基づき、送出国に対して送出国の適正化等の申入れ
- 失踪者の発生が著しい送出国に対して新規受入れ停止措置の実施(ベトナム・カンボジア)
- ベトナム国内において、技能実習生の費用の負担額の低減に係る法令が施行(令和4年1月施行)



- これまでの取組を着実に実施していくとともに、
- ・ 失踪動機及び失踪後の稼働状況のより詳細な把握
 - ・ 失踪技能実習生等に関する送出国の関係機関との情報共有の検討を進める

- 令和6年のミャンマー人の技能実習生数は前年比23.5%増(40,371人)となったが、失踪者数は前年比28.4%減(1,263人)。
- ミャンマー緊急避難措置に係る運用見直しを行った令和6年10月1日以降、ミャンマー人の失踪者は大幅に減少。

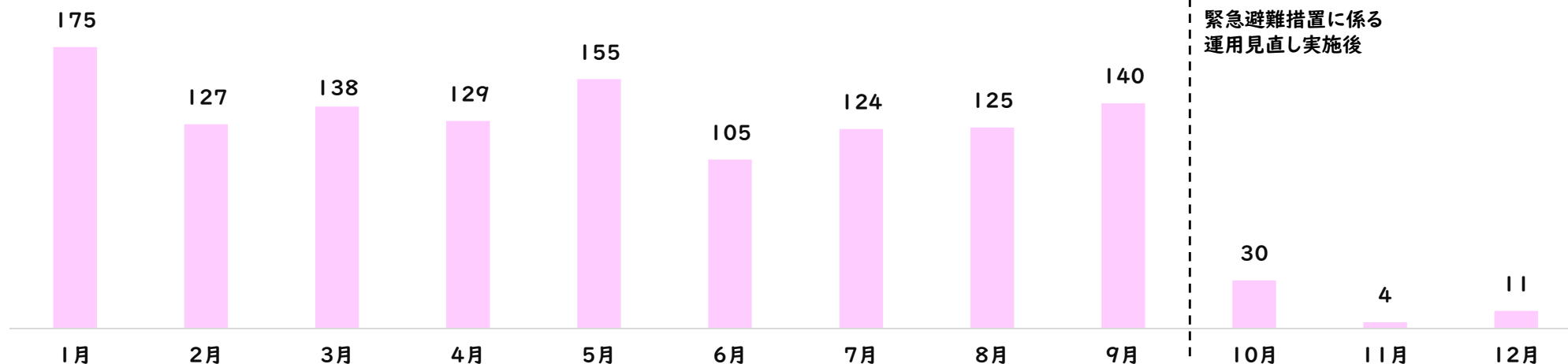
ミャンマー人失踪者数等の推移(令和2年～令和6年)



(参考)ミャンマー緊急避難措置に係る運用見直し

- 変更前
技能実習を修了していなくても、「特定活動」への在留資格変更を認める
- 変更後
技能実習を修了していない場合、原則として「特定活動」への在留資格変更を認めない
 - ・ 自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となった技能実習生については、技能実習継続が困難となった理由や監理団体等による実習先変更に係る必要な措置状況を説明させた上で可否を判断

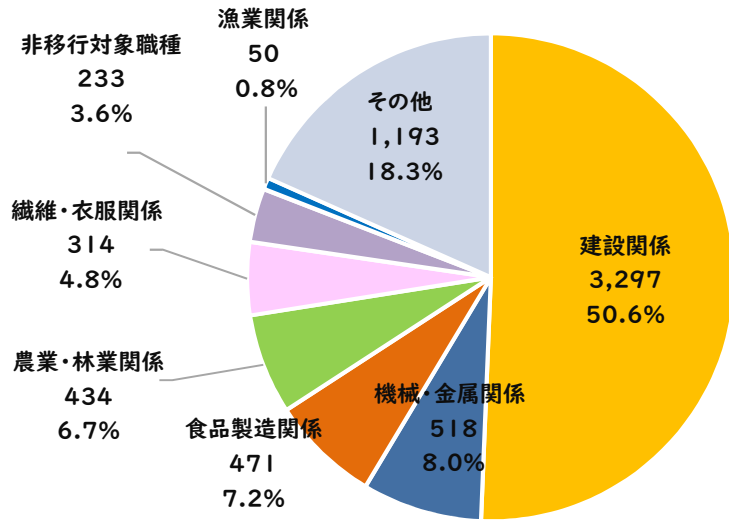
月別のミャンマー人失踪者数(令和6年)



職種別の失踪者の発生状況及び取組

- 令和6年における職種別の失踪者数について、令和5年の失踪者数との比較では、各職種関係で約30%から50%の減少。
- 失踪者数の職種別在留者数との比較では「建設関係」の割合が高い。
- 令和7年3月からは、主務省庁と事業協議会を組織する事業所管省庁において、更なる情報連携強化の取組を行っている。

令和6年職種別失踪者数



主務省庁における新たな取組

令和7年3月から、主務省庁（入管庁・厚生労働省）と事業所管省庁（農林水産省・経済産業省・国土交通省）との間で、情報連携に係る仕組みを構築・運用



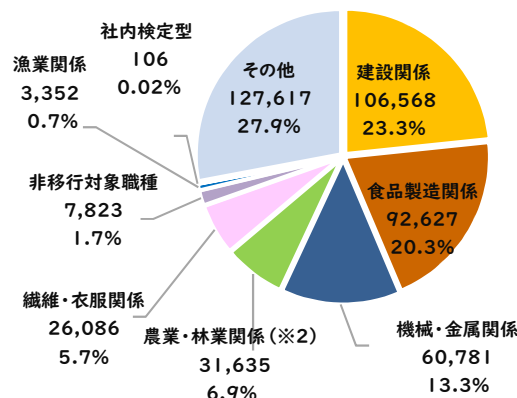
- 技能実習生の受入れ機関の行政処分等に関する情報
- 失踪技能実習生の受入れ機関等に関する情報
- 不適正な受入れ疑いのある機関に関する情報

【参考1】令和5年の失踪者数との比較

	令和5年	令和6年	令和6年対前年増減率(%)
建設関係	4,593	3,297	-28.2
機械・金属関係	767	518	-32.5
食品製造関係	831	471	-43.3
農業・林業関係(※)	834	434	-48.0
繊維・衣服関係	462	314	-32.0
非移行対象職種	454	233	-48.7
漁業関係	97	50	-48.5
その他	1,713	1,193	-30.4

※ 林業職種は令和6年9月に移行対象職種に追加

【参考2】令和6年末在留資格「技能実習」在留者数(※1)



※1 在留者数は当庁HP掲載「職種・作業別・在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和6年末)から引用
※2 令和6年中における林業職種の在留者はなし

建設関係職種における取組

- 月給制導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化、受入人数枠の設定



技能実習計画の認定基準において、事業を所管する大臣が告示で定める上乗せ基準として規定

【参考1】失踪技能実習生の所在確認状況

- 令和元年から令和6年までの失踪技能実習生数の累計は、合計47,117人。
- 47,117人のうち、失踪後の出入国在留管理上の手続により、37,193人(78.9%)の所在が確認されている。

令和7年5月14日現在

技能実習実施 困難時届出書 受理年	失踪技能 実習生数(①)	所在確認が できた者 (②)	所在確認を行った出入国在留管理上の手続					率 (②/①)	所在が 不明の者
			出国手続	うち退去強制 手続 による出国	退去強制手続	在留手続	その他(注2)		
令和6年	6,510	3,559	1,951	673	82	1,476	50	54.7%	2,951
令和5年	9,753	6,770	4,508	2,408	82	2,146	34	69.4%	2,983
令和4年	9,006	6,699	5,735	3,899	65	873	26	74.4%	2,307
令和3年	7,167	6,386	5,132	3,410	99	1,137	18	89.1%	781
令和2年	5,885	5,491	4,634	2,449	105	745	7	93.3%	394
令和元年	8,796	8,288	7,383	4,268	127	771	7	94.2%	508
合計	47,117	37,193	29,343	17,107	560	7,148	142	78.9%	9,924

(注1)「退去強制手続による出国」には、出国命令による出国が含まれる。

(注2)「その他」には、難民認定手続において所在確認できた者(他の手続欄に計上されているものを除く)等が含まれる。

【参考2】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

○ 令和6年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、在留者数と比較すると、「東京都」の割合が高い。

都道府県	失踪者数・・・A (令和6年)	【参考】		都道府県	失踪者数・・・A (令和6年)	【参考】	
		A÷B	在留者数・・・B			A÷B	在留者数・・・B
北海道	179	1.0%	17,532	滋賀県	68	1.0%	6,674
青森県	74	② 2.2%	3,296	京都府	96	1.4%	6,730
岩手県	33	0.9%	3,854	大阪府	② 472	④ 2.1%	22,960
宮城県	105	1.8%	5,975	兵庫県	209	1.4%	15,238
秋田県	22	1.1%	1,942	奈良県	50	1.4%	3,478
山形県	50	1.7%	3,030	和歌山県	35	1.6%	2,181
福島県	69	1.2%	5,562	鳥取県	20	1.0%	1,954
茨城県	255	1.4%	18,833	島根県	19	0.8%	2,351
栃木県	109	1.2%	9,081	岡山県	168	1.6%	10,350
群馬県	141	1.2%	11,949	広島県	233	1.4%	16,696
埼玉県	⑤ 328	1.3%	25,332	山口県	73	1.3%	5,810
千葉県	315	1.3%	23,713	徳島県	48	1.5%	3,109
東京都	③ 428	① 2.5%	17,013	香川県	78	1.2%	6,431
神奈川県	④ 334	1.7%	19,206	愛媛県	85	1.1%	7,643
新潟県	77	1.4%	5,536	高知県	25	1.1%	2,295
富山県	73	1.1%	6,612	福岡県	314	1.8%	17,858
石川県	63	1.1%	5,710	佐賀県	43	1.1%	3,806
福井県	75	1.5%	5,060	長崎県	64	1.6%	4,039
山梨県	67	② 2.2%	3,074	熊本県	96	0.9%	10,322
長野県	88	1.3%	6,859	大分県	75	1.4%	5,511
岐阜県	199	1.2%	16,151	宮崎県	62	1.3%	4,913
静岡県	204	1.2%	16,919	鹿児島県	127	1.7%	7,430
愛知県	① 585	1.4%	40,621	沖縄県	73	④ 2.1%	3,491
三重県	104	0.9%	11,991	総計	6,510	1.4%	456,121

(注1) 実習実施者が所在する都道府県

(注2) 在留者数は、令和6年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



The screenshot shows a video player interface. On the left, there is a video thumbnail of a kitchen with a chef. The main area is a blue overlay with text in Japanese and English. It lists 10 languages: Vietnamese, Chinese, Indonesian, Filipino, English, Thai, Cambodian, and Myanmar. It also features a 'Mother Language Consultation' icon and a red 'X' over a person icon, indicating that such consultations are not available.

動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）

もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。

- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があります。技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続については、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

令和6年11月1日から

やむを得ない事情がある場合の 転籍の運用を改善しました

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいたします。

運用改善の内容

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄について、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラなど）等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



2 手続を明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備

→ 「実習先変更希望の申出書」（運用要領参考様式第1-44号）

→ 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（運用要領参考様式第1-45号）

- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやすくなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

- 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- 直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う
- 技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する
- 転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

【団体監理型実習実施者の対応】

- 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- 直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

4 入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで転籍に関する以下の説明を行ってください。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和6年11月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において教示してください。

- 「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識
- 技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法
- 「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識

在留管理制度上の措置の改善

5 転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留管理制度上の措置を改善しました。

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
- ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与

→ 詳細はこちら（入管庁ウェブサイト）



16. Social insurance

Social insurance is a system to guarantee the medical expenses required for illnesses and injuries, and to guarantee the lives of the subscriber and surviving family through the payment of pensions, etc., in cases of death due to illness or injury or in the event of a certain disability.

Joining social insurance and paying insurance premiums is mandatory. After joining social insurance, you (a technical intern trainee) must pay insurance premiums, but you can receive corresponding benefits if you encounter difficulties in paying in Japan. For any questions, please contact the office in your municipality (city, ward, town, or village) or the nearest pension office.



[Japan Pension Service Website: For Foreign Nationals/International]

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(1) Types and benefits of social insurance

	Types	Benefits
Medical insurance	Health insurance National health insurance	<ul style="list-style-type: none"> Part of the medical expenses arising from illness or injury (70% up to the age of 70) will be covered by insurance (payment by the individual will be 30% of the medical expenses). To receive medical treatment covered by medical insurance, you will need your My Number health insurance card (*) or a certificate of eligibility. Please present this at the hospital reception. However, for illness or injury due to work or commuting, benefits will be paid from the workers' accident compensation insurance. In this case, the workers' accident compensation insurance will bear the full amount of medical expenses.
Pension	Welfare pension National pension	<ul style="list-style-type: none"> Necessary benefits (pension) will be paid for old age, disabilities and death.

○ You (the technical intern trainee) must join either the "Health Insurance and Employees' Pension," or "National Health Insurance and National Pension."

○ During the [post-entry training period], you (the technical intern trainee) will enroll in National Health Insurance and National Pension. You (the technical intern trainee) are responsible for completing the enrollment procedures yourself. Please complete the procedures at the relevant counter of the municipality (city, ward, town, or village) where you reside. If you have any questions regarding these procedures, please consult your supervising organization or employer (training implementing organization).

○ During the [technical intern training period], you (the technical intern trainee) will enroll in Health Insurance and Employees' Pension Insurance (with the exception of certain industries, etc.). The enrollment procedures will be handled by your employer (training implementing organization). You (the technical intern trainee) should prepare the required documents in accordance with the instructions of your employer (training implementing organization).

※ If you are enrolled in a social insurance system and register your My Number Card for use as a health insurance card, you will be able to use your My Number Card-based Health Insurance Card. For details, please refer to Section 19: My Number System and the My Number Card.

(2) Employees eligible for social insurance

	Employees eligible for social insurance
Health insurance Employees' pension	<ul style="list-style-type: none"> Employees of the following business establishments <ul style="list-style-type: none"> - Corporate offices - Privately businesses that employ five or more full-time workers (excluding agriculture, forestry and fisheries, inns, cleaning establishments, etc.).
National health insurance National pension	<ul style="list-style-type: none"> Employees of business establishments other than the above <p>(*) For the national pension, only employees aged 20 years and over are eligible.</p>

16. 社会保険

社会保険とは、病気やケガの療養費、また、病気やケガが原因で死亡した場合や一定の障害状態になった場合の年金の支払等を通じて加入者や遺族の生活を保障する国の制度です。

社会保険の加入と保険料の納付は義務です。加入していただくことで、あなた(技能実習生)は、保険料を支払わなければなりません。あなた(技能実習生)が日本で困ったときに給付などを受け取ることができます。ご不明な点についてはお住まいの市区町村の担当窓口やお近くの年金事務所までご相談ください。



【日本年金機構ホームページ 外国人のみなさま / International】

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(1) 社会保険の種類と給付

	種類	給付
医療保険	健康保険 国民健康保険	<p>○ 病気やケガにより生じる医療費の一部(70歳までは70%)を保険で負担します(自己負担は医療費の30%となります)。保険診療には、マイナ保険証(※)または資格確認書が必要になります。病院の受付で提示ください。</p> <p>ただし、仕事上や通勤による病気やケガについては、労働者災害補償保険(労災保険)から給付が行われます。この場合、医療費の全額を労災保険で負担します。</p>
年金	厚生年金 国民年金	<p>○ 高齢・障害・死亡に関して必要な給付(年金の支給)を行います。</p>

○ あなた(技能実習生)は、「健康保険と厚生年金の両方」または「国民健康保険と国民年金の両方」のいずれかに加入しなければなりません。

○ 「入国後講習期間中」、あなた(技能実習生)は、「国民健康保険と国民年金」に加入することになります。加入の手続きは、あなた(技能実習生)が行います。あなた(技能実習生)が住む市区町村の担当窓口で手続きください。この手続きで分からないことがあれば、監理団体や事業主(実習実施者)に相談してください。

○ 「実習期間中」、あなた(技能実習生)は、「健康保険と厚生年金」に加入することになります(一部の業種などを除く)。加入の手続きは、事業主(実習実施者)が行います。あなた(技能実習生)は、事業主(実習実施者)の指示に従い、必要な書類をご準備ください。

※ 社会保険制度に加入された場合、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録を行うと、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。詳しくは19. マイナンバー制度・マイナンバーカードをご参照ください。

(2) 社会保険の対象となる従業員

	対象となる従業員
健康保険 厚生年金	<p>○ 以下の事業所の従業員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人事業所 ・ 常時5人以上の労働者を雇用する個人経営の事業所(農林水産業、旅館、クリーニング等の事業所は除きます。)
国民健康保険 国民年金	<p>○ 上記以外の事業所の従業員</p> <p>(※) 国民年金については、20歳以上の従業員のみが対象となります。</p>

(4) Procedure for claiming a lump sum withdrawal payment for the employees' pension and national pension

- If a person has paid into the Employees' Pension or the National Pension for at least six months and has returned to their home country without fulfilling the qualification period to receive a pension (10 years), such person will be able to receive a lump sum withdrawal payment from the Japan Pension Service. The amount of the lump sum payment will be calculated with an upper limit of 60 months (5 years) depending on the period of participation in the Japanese pension system.

[Explanation] To those who have a pension period in a country that has a social security agreement with Japan

If you have a pension subscription period for a country that has a social security agreement that allows the pension subscription period in Japan and the pension subscription period in your country to be added together, you may be able to receive a Japanese pension through adding together the pension subscription period of both countries.

If the total pension subscription period in the two countries is less than the period required for the eligibility to receive pension in Japan (ten years), you may claim a lump sum withdrawal payment. However, if you receive a lump sum withdrawal payment, you will not be able to add the pension subscription period in Japan before you claimed the withdrawal lump sum because this period is deemed not to have existed. For this reason, please carefully read the warning notice about the lump sum withdrawal payment claim before requesting the lump sum withdrawal payment.

- * Entering into a social security agreement (Japan Pension Service website)
<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>

- For details on the lump sum withdrawal payment, please check the website of the Japan Pension Service given below. You can also print out the "Lump Sum Withdrawal Payment Claim" (National Pension / Employee Pension Insurance)* from this website. Please ask the person(s) in charge at the implementing organization or supervising organization, and follow the procedure. Also, as a requirement for receiving lump sum withdrawals, you cannot have a Japanese address on the day that the Japan Pension Service receives your claim. Please submit a transfer notice to your city of residence before returning to your country.
(Note) Please note that you will not fulfill the requirements for receiving the lump sum withdrawal if you re-enter Japan and hold a Japanese residential address before the Japan Pension Service receives the claim.

[Japan Pension Service website]

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL

Japan Pension Service
3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku
Tokyo 168-8505 JAPAN
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構(外国業務グループ)

(4) 厚生年金、国民年金の脱退一時金の請求手続

- 厚生年金又は国民年金に6か月以上加入していた方が、年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさずに帰国する場合には、日本年金機構に対して、脱退一時金を請求することができます。
脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた期間に応じて、60か月(5年)を上限として計算されます。

【解説】日本と社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方々へ

日本と年金加入期間を通算する社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方については、両国の年金加入期間を通算して日本の年金を受け取ることができる場合があります。

両国の加入期間を通算しても日本の年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさない場合、脱退一時金を請求することができますが、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の日本の年金加入期間がなかったものとみなされるため、この期間を通算することができなくなります。このため、脱退一時金を請求する際には脱退一時金請求書の注意書きをよく読んで慎重に検討してください。

※社会保障協定の締結状況(日本年金機構ホームページ)

<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>

- 脱退一時金についての詳細は、以下の日本年金機構のホームページを御覧ください。また、このホームページから「脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)」を入手できます。実習実施者又は監理団体の担当者に依頼して、請求の手続を進めてください。
なお、脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に日本に住所を有していないことが必要です。帰国する前に、お住まいの市区町村に転出届を提出してください。(注意)日本年金機構が請求書を受理する前に再入国し、住所を有するに至った場合には、受給要件を満たさなくなるので御注意ください。

【日本年金機構ホームページ】

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL

Japan Pension Service
3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku
Tokyo 168-8505 JAPAN
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構(外国業務グループ)

「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！ 役に立つ情報がたくさんあります！

このアプリは、技能実習生のみなさんが、入国のときに受け取る「技能実習生手帳」を、スマートフォンで、いつでも、どこでも見ることができるアプリケーションです。

最新の法令、災害情報、困ったときの相談窓口がわかります。

今すぐここからダウンロード



■アプリは無料

■9か国語に対応

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、カンボジア語、モンゴル語、英語



「技能実習手帳」アプリでわかること

- ・日本での生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・働くための法律（労働契約、解雇、労働時間、休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険、税金（所得税・住民税）
- ・技能実習ができなくなったとき
- ・結婚、妊娠、出産をしたとき
- ・各種相談窓口、申告のしかた
- ・外国人技能実習制度について

「技能実習手帳」アプリだけの機能

- ・お知らせ：機構からお知らせを受け取ることができます。
- ・災害情報：地震、洪水、避難勧告などの情報をリアルタイムに確認できます。
- ・アプリ共有：Facebook、X（旧Twitter）、LINE、メールなどで周りの人たちとシェアできます。



※ アプリの利用により個人の情報などは収集されません。

■お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL03-6712-1965

外国人を雇用する 事業者の方へ



住民税の特別徴収にご協力ください！

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者^(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ 特別徴収になると

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

□ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

□ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

【総務省HP】 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、従業員の方がお住まいの市区町村の税務担当課までお問い合わせください。



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。
事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。

外国人の方へ 住民税のお知らせ

住民税の支払いをお忘れなく！



- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

Don't forget to pay resident tax!

- The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.
- If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
- If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
- A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.

【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

请勿忘缴纳住民税！

- 住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后，未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除，并代向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金的纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】 若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

Đừng quên nộp thuế cư trú !

- Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định. Trường hợp rời khỏi Nhật bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
- Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
- Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
- Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố nơi bạn sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

在留カード等読取アプリが便利になります

- 令和7年11月14日から**在留カード等読取アプリから失効情報照会が利用できます。**
- **外国人を雇用する際などにアプリと失効情報照会を併せて利用**することで、在留カードの偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認でき、**不法就労防止対策として効果的**です。

参考：偽変造対策のため、「在留カード等読取アプリケーション」及び「在留カード等番号失効情報照会」を無料公開しています。

在留カード等読取アプリケーション

ICチップ内の情報をアプリ上に表示し、提示された在留カードの記載内容と見比べることで、偽変造されたものかどうかを確認することができます。

在留カード等番号失効情報照会

在留カード番号等をインターネット上の照会ページに入力することで、在留カードの有効性を確認することができます。

STEP 1

外国人本人の同意の上、在留カード等の提示を受け、アプリで読み取りを行う。

STEP 2

読み取った画像とカード券面の記載内容を見比べて、相違ないか確認する。

STEP 3

「在留カード等番号の有効性を確認します」ボタンを押す (NEW!!)

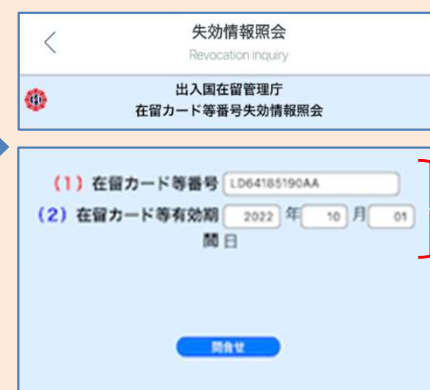
STEP 4

失効情報照会画面に遷移後、画像に表示されている文字を入力する。

※ 在留カード等番号と有効期間については自動入力されます (NEW!!) (※)

STEP 5

問合せ結果を確認し、在留カード等の有効性を確認する。



問合せ日時	2024/10/16 20:12:23
在留カード等番号	AB12345678CD
在留カード等有効期間	2024年12月31日
問合せ結果	失効していません。

入力不要!!

OK!!

在留カード等読取アプリケーション
 Windows/Mac版 iPhone版 Android版



- ※ 失効情報照会を利用の際はセキュリティチェックを完了する必要があります。
- ※ システムメンテナンス等の場合は在留カード番号等の入力が必要となります。

失効情報照会URL
<https://lapse-immi.moj.go.jp/html/top.html>



技能実習制度における建設分野の取組

令和8年6月11日

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

技能実習制度における建設分野の上乗せ措置について

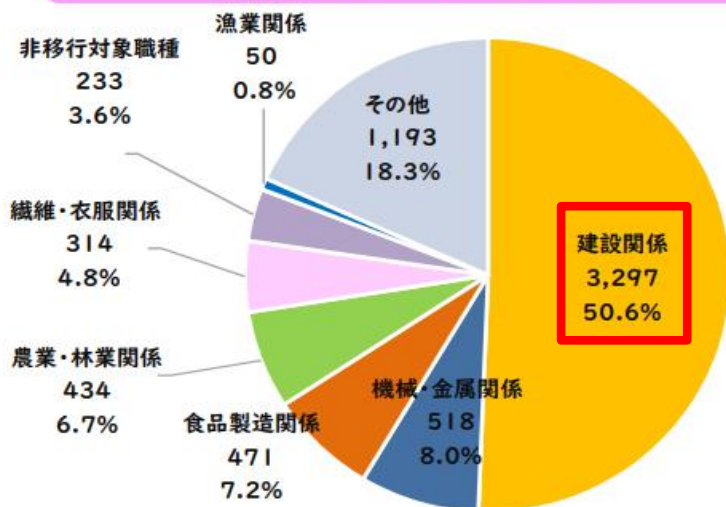
技能実習制度において、建設業法第3条に基づく許可の取得、建設キャリアアップシステムへの登録、報酬の安定的な支払いなどを必須としている。

	技能実習制度の上乗せ措置	(参考) 特定技能制度の上乗せ措置
受入企業に 関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 特定技能外国人受入事業実施法人（（一社）建設技能人材機構）に所属していること 国土交通大臣又は適正就労監理機関（（一財）国際建設技能振興機構）が行う調査又は指導に対し必要な協力を行うこと <p style="text-align: right;">等</p>
処遇に 関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生に対し、報酬を安定的に支払うこと（月給制） 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること 	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本人と同等以上の報酬を ➢ 安定的に支払い（月給制）、 ➢ 技能習熟に応じて昇給を行うこと 1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること <p style="text-align: right;">等</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良実習実施者である場合を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人の数が、常勤職員の数を超えないこと

失踪者の発生状況及び取組について

- 令和6年における職種別の失踪者数について、令和5年の失踪者数との比較では各職種関係で約30%から50%の減少。
- 失踪者数の職種別在留者数との比較では「建設関係」の割合が高い。
- 令和7年3月からは、主務省庁と事業協議会を組織する事業所管省庁において、更なる情報連携強化の取組を行っている。

令和6年職種別失踪者数

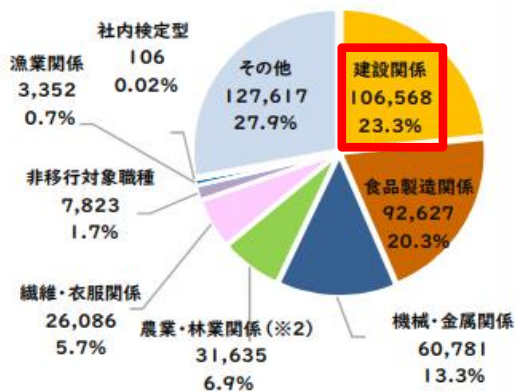


【参考1】令和5年の失踪者数との比較

	令和5年	令和6年	令和6年対前年増減率(%)
建設関係	4,593	3,297	-28.2
機械・金属関係	767	518	-32.5
食品製造関係	831	471	-43.3
農業・林業関係(※)	834	434	-48.0
繊維・衣服関係	462	314	-32.0
非移行対象職種	454	233	-48.7
漁業関係	97	50	-48.5
その他	1,713	1,193	-30.4

※ 林業職種は令和6年9月に移行対象職種に追加

【参考2】令和6年末在留資格「技能実習」在留者数(※1)



※1 在留者数は当庁HP掲載「職種・作業別・在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和6年末)から引用
 ※2 令和6年中における林業職種の在留者はなし

主務省庁における新たな取組

令和7年3月から、主務省庁(入管庁・厚生労働省)と事業所管省庁(農林水産省・経済産業省・国土交通省)との間で、情報連携に係る仕組みを構築・運用

- 技能実習生の受入れ機関の行政処分等に関する情報
- 失踪技能実習生の受入れ機関等に関する情報
- 不適正な受入れ疑いのある機関に関する情報

建設関係職種における取組

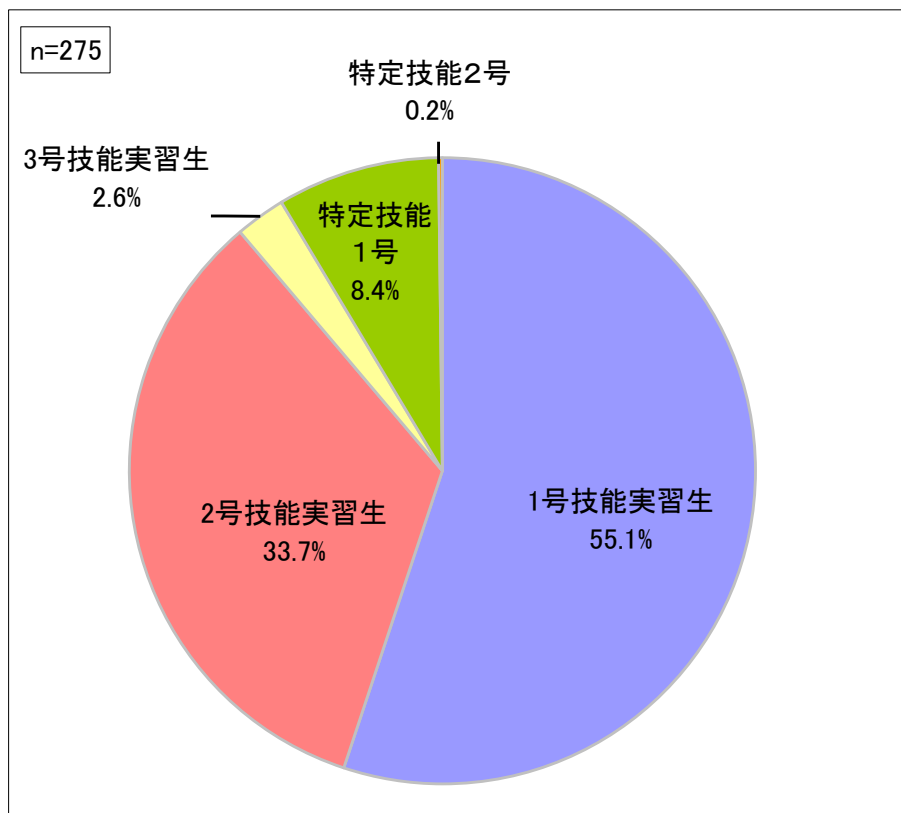
- 月給制導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化、受入人数枠の設定

技能実習計画の認定基準において、事業を所管する大臣が告示で定める上乗せ基準として規定

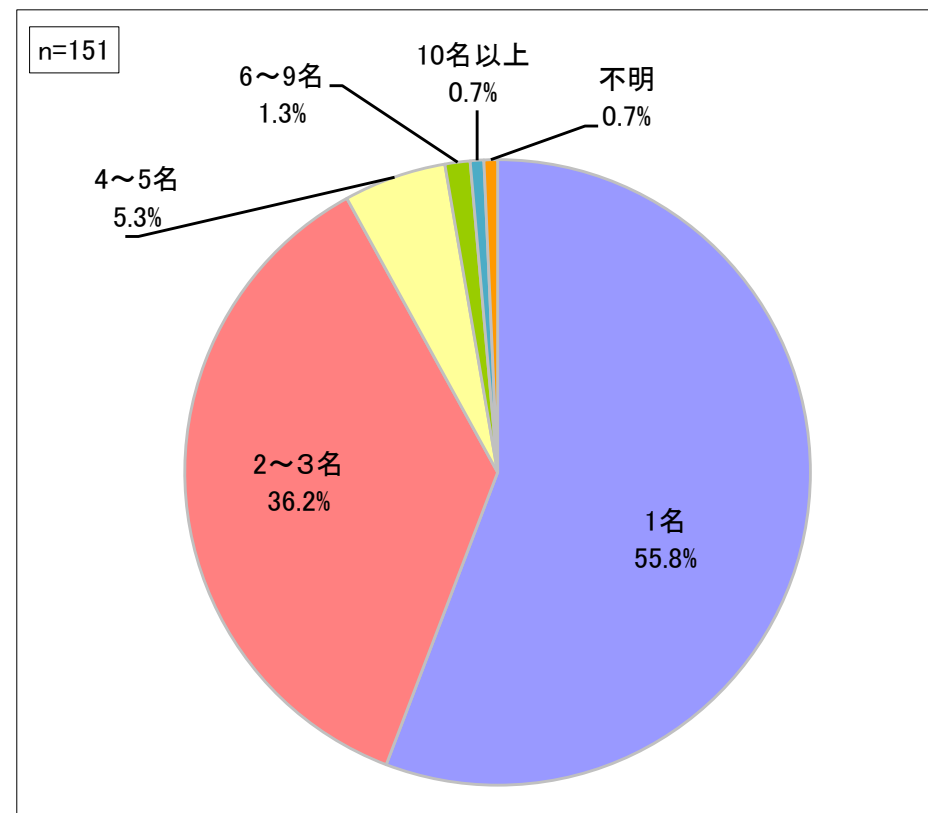
外国人技能者の失踪等に関する実態調査①

- 出入国在留管理庁との情報連携に係る取組の一環として、同庁から提供を受けた失踪技能実習生の受入企業等に対して、試行的な実態調査の取組を令和8年1月に実施。
- 来日して3年以内である技能実習1号・2号が失踪者・行方不明者の9割を占めており、半数近くの企業で、2名以上が同時に失踪・行方不明となっている。

■ 回答者(受入企業)における失踪・行方不明者(275名)の在留資格別種別割合



■ 回答者(受入企業)あたりの失踪・行方不明者の人数の割合

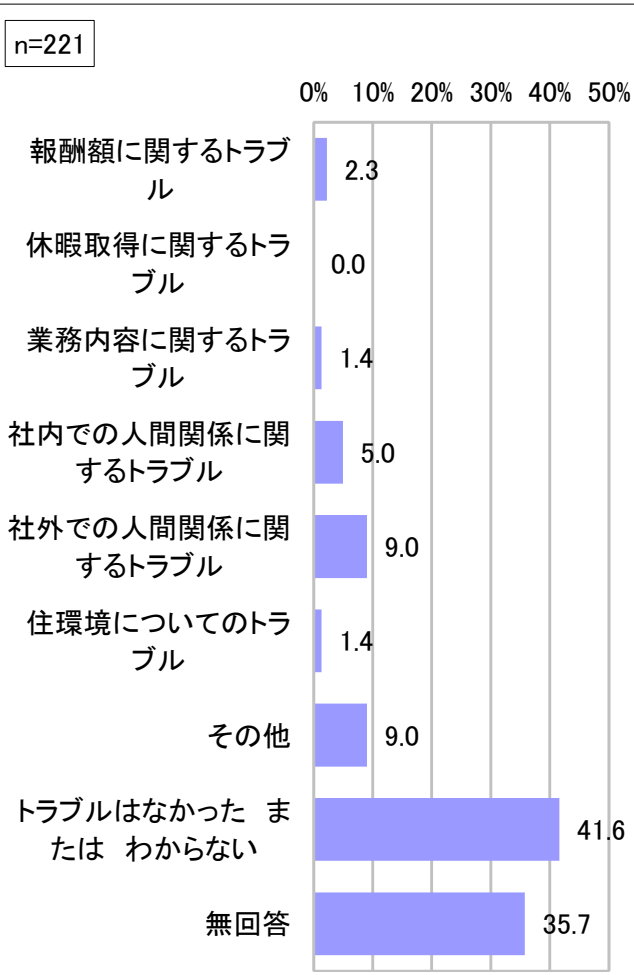


令和7年9月1日~30日に技能実習実施困難時届出書、行方不明に係る届出書の提出があった企業221社(技能実習のみ:206社、特定技能のみ:9社、重複:6社)に調査票を発送し、回答のあった151社の結果を集計

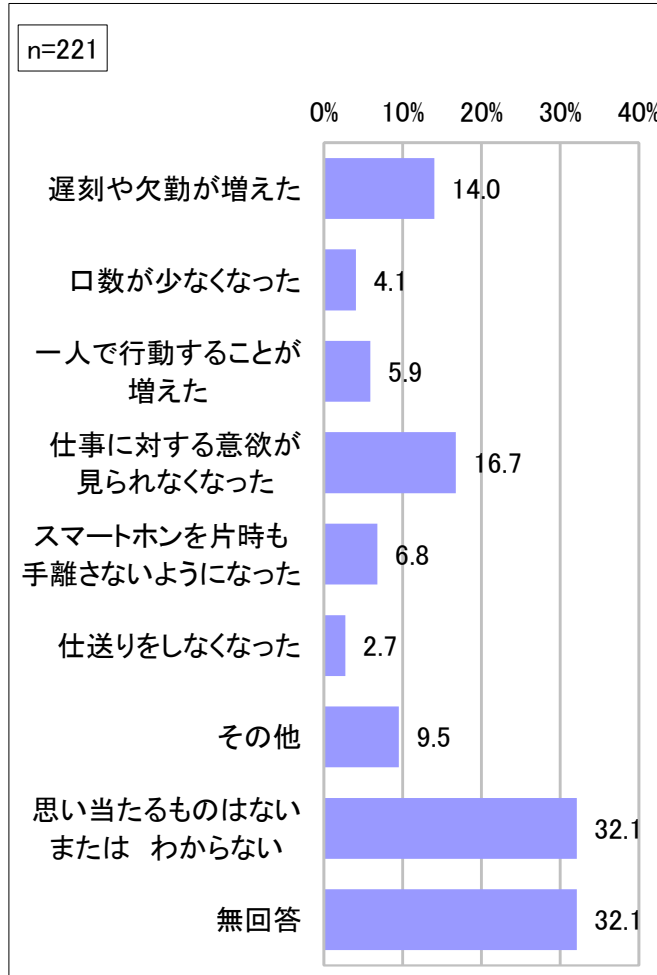
外国人技能者の失踪等に関する実態調査②

- 失踪・行方不明者のトラブルの状況について、トラブルはなかった、またはわからないとの回答した企業が最も多かった。
- 失踪・行方不明となる直前に遅刻や欠勤が増えたり、仕事への意欲が見られなくなっていたとの回答が比較的多いものの、思い当たるものはないとした企業が3割を超えていた。
- 受入企業の取組について、賃金や社内規定の整備を行っている企業が最も多く、社内や地域との交流支援や学習支援に取り組んでいる企業は1割台にとどまった。

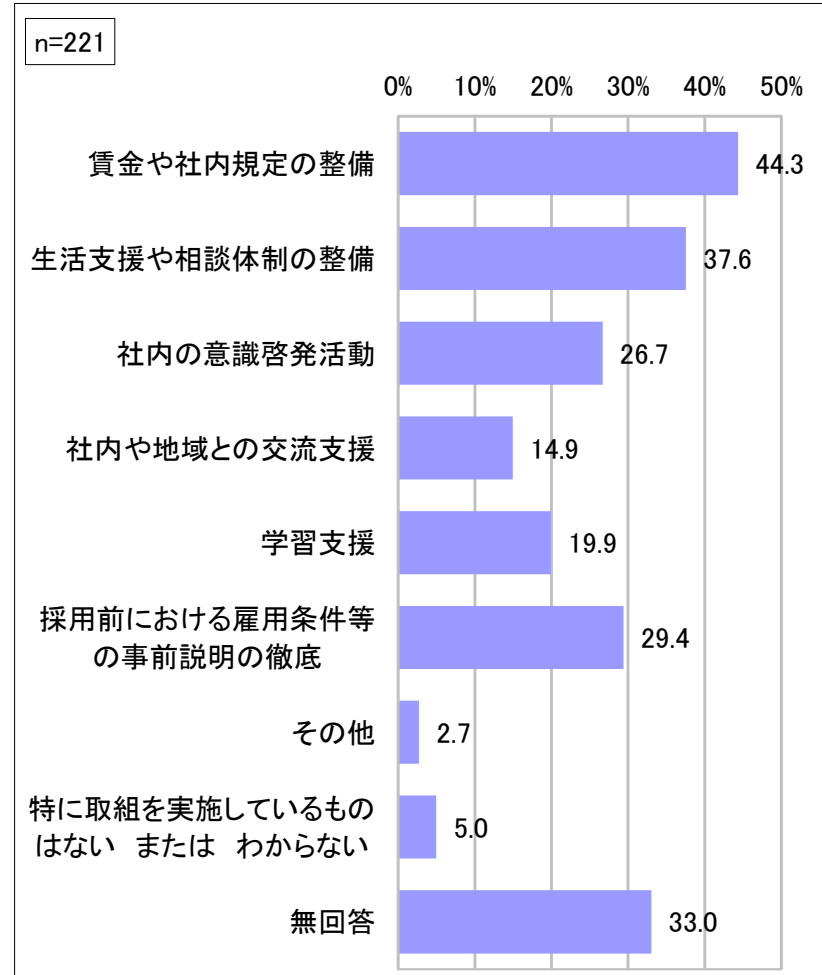
失踪・行方不明者のトラブルの状況



失踪・行方不明となる直前の様子



受入企業の取組（失踪・行方不明の発生前）



建設分野の

技能実習生が活用できるJACの支援メニュー

について

一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）

Japan Association for Construction Human Resources



技能実習生が活用できる J A C の支援メニュー

J A C は、特定技能外国人受入事業実施法人として、国土交通大臣の登録を受けた団体。建設企業が**特定技能外国人**を受け入れるためには、J A C の正会員団体のいずれかに加入、または賛助会員として加入していることが必要。

J A C は、会員企業のニーズに応じた**受入負担金収入の適切な活用・還元**を図りながら、特定技能外国人が、我が国の建設業界において中長期的に活躍できる**キャリアパスの構築支援等**に取り組んでいる。

収支の関係上、対象を特定技能外国人を原則としているが、例外として、以下のとおり「無料母国語安全衛生教育」、「無料日本語講座」については、**受講対象を拡大**。

「無料母国語安全衛生教育」、「無料日本語講座」受講対象

- ① 建設工事を営む企業にて就業中の「在留資格：特定技能1号」の外国人
- ② 上記①の外国人と同一企業に就業中で特定技能1号に移行する意志のある**技能実習生**

※ 企業は、所属するすべての特定技能外国人の受入れ負担金を支払っていることが必要。

(1) 特定技能評価試験、講習・研修



オンライン特別教育
詳しくはコチラ



運転系特別教育
詳しくはコチラ



技能講習
詳しくはコチラ

○無料母国語安全衛生教育

- 労働災害を防止するため、危険有害業務に従事させる外国人労働者を対象に、母国語による「安全衛生に関する**オンライン特別教育**」を、'24年度から無料で提供中**(受入企業の技能実習生も対象)**。'26年度は、**7科目5言語**(ベトナム語、英語、インドネシア語、中国語、カンボジア語)から、タガログ語、タイ語、ミャンマー語の**3言語を順次追加**して開講。また、「粉じん」「振動工具」「木造建築物解体」の**3科目5言語**(ベトナム語、英語、インドネシア語、中国語、カンボジア語)**を追加(計10科目8言語)**。
- '26年度の新規事業として、学科教育から実技教育までの教育をトータルで支援する母国語による「**運転系特別教育**」を登録講習機関と協働で構築し、開講。「小型車両系建設機械運転」を**2言語**(ベトナム語、インドネシア語)で開講し、**3言語**(英語、中国語、カンボジア語)を**追加予定**。
- 「玉掛け技能講習(1t以上)」等の就業制限業務についても、登録講習機関に委託して、母国語による「**技能講習**」を**6科目2言語**(ベトナム語、インドネシア語)を構築し、開講。'26年度は、**5科目**で、**3言語**(タガログ語、中国語、カンボジア語)**を追加(計5言語)**。
- '25年度は、海外(日本語教育機関・大学とタイアップし、9月インドネシア、10月ベトナム、11月フィリピン)でも実施。今後、受講機会の確保・拡大の観点から、受講ニーズが高い科目の追加、参加登録教習機関の拡大。

'25年4月～'26年3月までの受講状況

◇母国語によるオンライン無料特別教育()内は技能実習生数(内数)

実施済 (全221回)	ベトナム語	英語	インドネシア語	中国語	カンボジア語	タガログ語	ミャンマー語	タイ語	合計
フルハーネス	368 (253)	46 (32)	257 (196)	8 (4)	12 (11)	14 (12)	4 (2)	8 (3)	717 (513)
足場の組立	263 (150)	27 (20)	191 (151)	9 (5)	30 (19)	- (-)	- (-)	- (-)	520 (345)
新規入職者	47 (23)	5 (3)	35 (23)	- (-)	7 (7)	4 (3)	- (-)	- (-)	98 (59)
自由研削砥石	197 (93)	13 (8)	83 (58)	5 (3)	12 (8)	- (-)	- (-)	- (-)	310 (170)
丸のこ取扱い	120 (50)	6 (0)	48 (21)	0 (0)	16 (11)	11 (6)	- (-)	- (-)	201 (88)
酸欠・硫化水素	73 (28)	7 (5)	32 (23)	2 (0)	3 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	117 (56)
有機溶剤取扱い	44 (24)	6 (4)	8 (3)	1 (0)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	59 (31)
合計	1112 (144)	110 (72)	654 (475)	25 (12)	80 (56)	29 (21)	4 (2)	8 (3)	2,022 (1262)

◇母国語による無料技能講習()内は技能実習生数(内数)

受講済 (全142回/全国23拠点)	ベトナム語	インドネシア語	受講人数
玉掛け技能講習	425 (144)	137 (68)	562 (212)
車両系建設機械運転技能講習	208 (48)	59 (29)	267 (77)
小型移動式クレーン運転技能講習	127 (16)	35 (16)	162 (32)
フォークリフト運転技能講習	5 (1)	1 (1)	6 (2)
高所作業車運転技能講習	121 (27)	14 (5)	135 (32)
ガス溶接技能講習	57 (18)	26 (13)	83 (31)
合計	943 (254)	272 (132)	1,215 (386)

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○無料日本語講座

○JACでは、現在、受講者ニーズやそのレベルに合わせて、資格取得を目指すコースや、建設現場での会話重視のコース等の9講座を用意。

→オンライン、オフライン(教室)、時間や場所を選ばないe-ラーニングスマホアプリのコースにより提供中。

(受講者実績 '23年度 481(70)名、'24年度 983(268)名、'25年度 2,120(1,354)名)

()内は技能実習生数(内数)

○外国人受講ニーズは高まっているところであり、受講者アンケートによると、参加者の満足度は100%。今後とも、ニーズを踏まえた提供メニューの充実化による満足度向上に取り組む。

※ **受入企業の技能実習生も対象**

● JAC日本語講座のラインナップ

・日本語資格取得を目指す講座

**N5~N2を目指す
日本語講座**

日本語能力試験N5~N2合格に
焦点をあてたオンライン講座

**合格のための
日本語講座**

初歩から上級まで5コースを用意。
レベルに合わせて学べる日本語講座

・日本語によるコミュニケーション能力拡大を図る講座

**にほんごで
はなそう!**

日曜日開催、オンライン・対面を
併用した「にほんごではなそう!」

もじとことば
moji to kotoba

文字の読み書きからはじめる、
日本語入門者向け1カ月短期集中講座

**建設現場で
使える日本語**

建設現場で使える日本語を学ぶ
オンライン講座

生活の漢字
SEIKATSU no KANJI

生活の中にある漢字を学ぶ
オンライン講座

**母国語で学ぶ
日本語講座**

母国語で日本語を学ぶ
オンライン講座

**日曜リアル
日本語教室**

対面授業ならではのカリキュラム、
総合的な基礎を養う日本語講座

・e-Learning

**スマホで
学ぶ日本語**

スマホアプリ(e-Learning)で、
好きな時間に日本語学習



申し込みは
コチラ





一般社団法人

建設技能人材機構

Japan Association for Construction Human Resources



〒105-8444 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル9階
フリーダイヤル:0120-220353 TEL:03-6453-0220 FAX:03-6453-0221

 <https://jac-skill.or.jp>

 <https://www.facebook.com/kensetsutokuteiginou/>

 <https://www.instagram.com/kensetsutokuteiginou/>

 <https://www.youtube.com/channel/UCxIot6C1zhIMsh36XGUqzww>

育成就労制度の関係省令等について



目次

- ・ 育成就労制度の関係省令等による制度見直しの全体像 P 1
- ・ 育成就労の目標等 P 2
- ・ 育成就労制度における日本語能力向上のための施策 P 3
- ・ 入国後講習・日本語講習 P 4
- ・ 育成就労外国人の要件・育成就労外国人の待遇の要件 P 5
- ・ 育成就労実施者の要件等 P 6
- ・ 育成就労外国人の受入れ人数枠 P 8
- ・ 外国人が送出国に支払う費用の上限と送出国の要件 P 1 1
- ・ 労働者派遣等監理型育成就労 P 1 2
- ・ 本人意向による転籍の要件 P 1 3
- ・ 監理支援機関に係る基準 P 1 5

スライド内の「★」マークは
技能実習制度からの主な変更点を
示すものです。

育成就労の目標等

1. 育成就労の目標等

	就労開始前	1年目試験	就労中	育成就労終了まで
技能	—	技能検定基礎級等の合格	—	技能検定3級、特定技能1号 評価試験等の合格
日本語	A1相当の日本語能力の試験の 合格又は相当する講習の受講	A1相当の日本語能力の 試験の合格	A2相当の日本語能力の 講習の受講	A2相当の日本語能力の試験 の合格

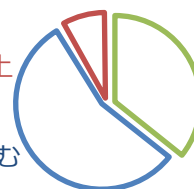
- ※ 日本語能力については分野ごとに上乘せ可能
- ※ 分野ごとの具体的な試験は分野別運用方針で定める
- ※ 1年目試験については合格せずとも育成就労の継続可

2. 育成就労の内容

- 育成就労外国人は分野別運用方針に規定する業務区分に属する技能を修得するため、**業務区分の範囲内で業務（関連する業務を含む。）に従事する。**
- 技能を修得するために必ず従事すべき「**必須業務**」の時間が業務に従事させる時間全体の**3分の1以上**でなければならない。
- 従事させる業務に関する**安全衛生に係る業務**に従事させる時間が業務に従事させる時間全体の**10分の1以上**でなければならない。

安全衛生業務：
全体の1/10以上

業務区分内の業務
※関連する業務を含む



必須業務：
全体の1/3以上

- ・目標等に日本語能力を追加
- ・技能実習にあった1号～3号の区分は廃止され、育成就労の期間の通算が3年となる計画を作成し、機構からの認定を受ける

- ・「職種・作業」から「分野・業務区分」へ
- ・必須業務は「2分の1」から「3分の1」に
- ・技能実習制度の「関連業務」「周辺業務」の区分は廃止

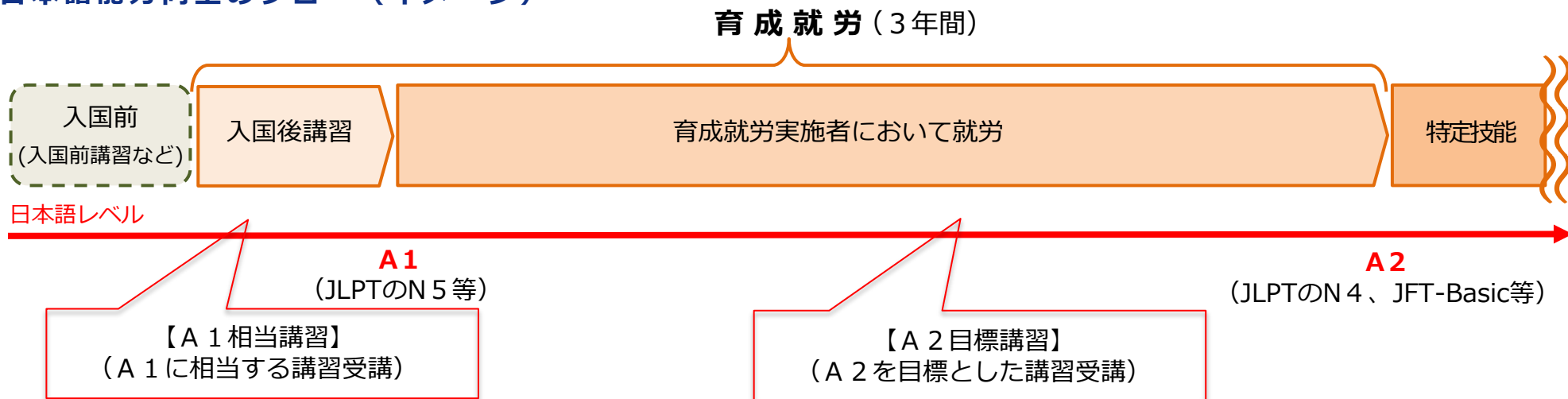
3. 毎年一定の時期に一時帰国する育成就労

- **労働者派遣等監理型育成就労産業分野として設定されている分野（農業・漁業を想定）**においては、育成就労外国人が**1年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止**することが認められ、育成就労の期間が**通算して3年**となる計画を策定可能。
 - ※ 一時帰国の時期及び期間（**6月以内に限る。**）が毎年同一でなければならない。
 - ※ 一時帰国に要する旅費は、単独型の場合は育成就労実施者が、監理型の場合は監理支援機関が負担。



育成就労制度における日本語能力向上のための施策*

日本語能力向上のフロー（イメージ）



認定日本語教育機関の「就労」課程
(経過措置として登録日本語教員の講習)



100時間以上

※ 入国後講習においては、日本語のほかにも本邦での生活一般に関する知識等の科目について講習を行う。



認定日本語教育機関の「就労」課程
(経過措置として登録日本語教員の講習)



100時間以上

※ 各段階の日本語能力の水準は分野ごとにより高い水準を設定可



A1相当講習・A2目標講習を提供することは育成就労実施者の義務（費用の負担が必要）

※ A1・A2相当の試験に事前に合格している者には受講させる必要はない。



A1相当講習・A2目標講習は、オンラインで受講することも可能だが、双方向で同時にコミュニケーションを取れるものであるなど一定の要件を満たす必要がある。

入国後講習・日本語講習

1. 入国後講習の科目・時間★

総時間数（実施時間が8時間を超える日については、8時間として計算。）

【Aパターン】

A 1 相当の日本語能力の試験に合格していない場合

320時間以上

（育成就労外国人が、過去6月以内に、**160時間以上の課程を有する入国前講習を受けた場合**にあつては、**160時間以上**）

【Bパターン】

A 1 相当の日本語能力の試験に合格している場合

220時間以上

（育成就労外国人が、過去6月以内に、**110時間以上の課程を有する入国前講習を受けた場合**にあつては、**110時間以上**）

① 日本語

⇒ Aパターンの場合、**認定日本語教育機関の「就労」課程においてA 1相当講習を100時間以上履修しなければならない。**★

⇒ Bパターンの場合、必ずしも認定日本語教育機関の講習である必要はない。

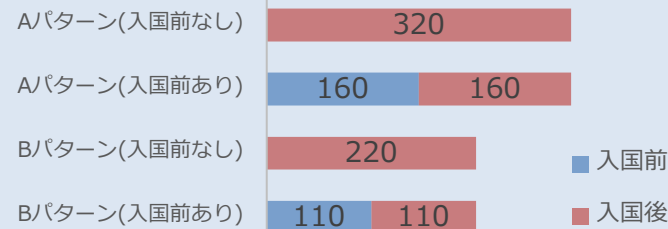
② 本邦での生活一般に関する知識

③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法
その他育成就労外国人の法的保護に必要な情報

④ 本邦での円滑な技能の修得に資する知識

※ ③は、専門的な知識を有する者が講義を行うもの（監理型の場合は外部の者）に限り、8時間以上行う必要がある。

※ 監理型の場合は全ての科目について、単独型の場合は③の科目について、当該科目に係る入国後講習が業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は育成就労外国人を業務に従事させてはならない。



※入国前講習は110時間又は160時間以上行ってもそれ以上は加算されない。

2. A 2 目標講習★

○ 育成就労実施者において、A 2 相当の日本語能力の試験に合格するため、認定日本語教育機関の「就労」課程において**A 2 目標講習を100時間以上履修することができるよう必要な措置を講じる。**

※ A 2 相当の日本語能力の試験に合格している場合は不要。

(※)日本語講習の経過措置

○ **登録日本語教員による講習**であつて、一定の要件（同時に授業を受ける生徒が20人以下であることなど）を満たしたものであれば、施行後当分の間（5年をメド）は、当該講習を**A 1 相当講習又はA 2 目標講習であるものと認める。**

育成就労外国人の要件・育成就労外国人の待遇の要件

1. 育成就労外国人の要件

- ① 18歳以上であること。
- ② 健康状態が良好であること。★
- ③ **素行が善良であること**（監理型の場合は送出国が確認）★
- ④ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府等が発行した旅券を所持していること。★
- ⑤ 特定技能外国人であった経験がある者にあつては、特定技能外国人として従事していた業務の内容に照らして、育成就労を行わせることが相当と認められる者であること。★
- ⑥ （単独型の場合）育成就労実施者の外国にある事業所において**1年以上業務に従事している常勤の職員**であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。★
- ⑦ （監理型の場合）本国の公的機関から推薦を受けた者であること。
- ⑧ （監理型の場合）取引上密接な関係を有する外国の公私の機関（※）の外国にある事業所の職員である場合にあつては、当該外国にある事業所において**業務に従事していた期間が1年以上であること**。★

★ 前職要件・復職要件は廃止

※ 受入れ機関と引き続き1年以上の国際取引の実績がある機関又は過去1年間に10億円以上の国際取引の実績がある機関

2. 育成就労外国人の待遇の要件

育成就労実施者は、**育成就労外国人の待遇に関し以下の要件を守らなければならない。**

- ① 育成就労外国人に対する報酬の額が**日本人が当該業務に従事する場合の報酬の額と同等以上**であること。
- ② 育成就労外国人であることを理由として、報酬の決定等の待遇について、**差別的な取扱いをしていないこと**。★
- ③ **育成就労外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること**。★
- ④ 育成就労実施者が次のいずれの措置も講じていること（監理型の場合、監理支援機関が講じてよい）。
 - ・ 育成就労外国人のための適切な宿泊施設を確保していること。
 - ・ 手当の支給その他の方法により、育成就労外国人が入国後講習に専念するための措置を講じていること。
 - ・ （監理型の場合）監理支援費として徴収される費用について、直接又は間接に育成就労外国人に負担させないこととしていること。
- ⑤ **転籍制限期間が1年を超える場合**にあつては、育成就労外国人の昇給その他の分野別運用方針で定める**待遇の向上を図る**こととしていること。★

育成就労実施者の要件等

1. 育成就労を行わせる体制



① 育成就労責任者

自己以外の育成就労指導員、生活相談員その他の育成就労に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、**過去3年以内に養成講習を修了した常勤の職員**

※ これらの者は育成就労計画の認定の欠格事由に該当する場合、未成年者である場合は選任できない。

※ 施行後当分の間は、養成講習については技能実習制度の養成講習により代替予定。★

監督



② 育成就労指導員

育成就労の指導を担当する。

育成就労を行わせる事業所に所属する常勤の職員であつて、**従事させる業務において要する技能について5年以上の経験を有し、過去3年以内に養成講習を修了した者**★



③ 生活相談員

育成就労外国人の生活の相談・助言を担当する。

育成就労を行わせる事業所に所属する常勤の職員であつて、**過去3年以内に養成講習を修了した者**★

2. 業務の運営の基準

- 過去1年以内に、育成就労実施者又は監理支援機関の責めに帰すべき事由により育成就労外国人の行方不明者を発生させていないこと。★
- 過去1年以内に、育成就労外国人に従事させる業務と同種の業務に従事していた労働者を離職させていないこと（定年その他これに準ずる理由により退職した者、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者、自発的に離職した者等を除く）。★
- 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること。★
- 送出機関等から、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けることなどを行っていないこと。★
- 育成就労外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。★
- 育成就労外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講じていること。★
- 育成就労外国人に対する指導体制その他の育成就労を継続して行わせる体制が適切に整備されていること。
- 育成就労外国人と雇用契約を締結するに当たり、労働条件等の待遇の説明を直接又はオンラインで行っていること。★

等

(参考) 技能実習制度における企業単独型の育成就労制度での改正内容

技能実習制度における企業単独型

- ・海外の子会社、関連会社、取引先からの受入れ
- ・送出し海外法人における在職年数の要件なし
- ・移行対象職種以外の実施も可能

単独型

- ・新たに監査を義務付け★
- ・外国の法人での1年以上の在職歴を追加★

監理型（海外の取引先職員等）★

- ・送出機関の関与やあっせんはないが、監理支援機関による監査等は必要。
- ・入国後講習は育成就労実施者が行う。

企業内転勤2号★

- ・新たに創設される在留資格であり、育成就労計画認定申請は不要（機構の関与もない。）。
- ・育成就労産業分野以外の分野の業務にも従事可能。

1. 単独型を実施する場合の育成就労実施者の監査の体制の基準★

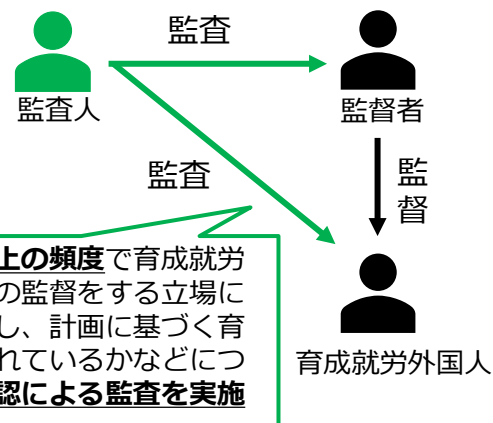
○ **単独型の場合**は、次に該当する者に育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する事項についての監査を行わせることとしなければならない。

- ・過去3年以内に養成講習を修了した者
- ・育成就労外国人を監督する立場にない者その他の当該監査を中立に実施できる立場にある者

※ 施行後当分の間は、養成講習については技能実習制度の養成講習により代替予定。

2. 企業内転勤2号の在留資格の要件★

- ① 受入れ機関の**常勤職員数が20人以上**であること。
- ② 企業内転勤2号の在留資格で受け入れる外国人は、**受入れ機関の常勤職員人数の5%まで**であること。
- ③ 転勤しようとする外国人が**転勤元で1年以上勤務**していること。
- ④ 外国人の**報酬が日本人と同等以上**であること。
- ⑤ 企業内転勤2号の在留資格をもって在留できる期間は、**通算で1年まで**であること。



育成就労外国人の受入れ人数枠①

1. 受入れ人数枠の基本的考え方★

- 育成就労実施者の常勤職員の数に応じて受け入れられる外国人の人数の上限が定められる。
- 受入れ人数枠は1年目～3年目までの育成就労外国人の合計に対する上限となる（1号、2号、3号の区分が廃止されたため。）★
- やむを得ない事情により転籍した者、3年を超えて育成就労を延長している者等は、受入れ人数枠の規制に含めないものとする。★

★ 監理支援機関が優良であることは要件とならない

2. 監理型の人枠 ★

育成就労実施者の常勤の職員の総数	①一般の育成就労実施者の人数枠 (基本人数枠)	②優良な育成就労実施者の人数枠 (基本人数枠の2倍)	③優良な監理支援機関の監理支援を受け、かつ指定区域(地方)に住所がある優良な育成就労実施者の人数枠 (基本人数枠の3倍)★
301人以上	育成就労実施者の常勤の職員の総数の20分の3 (15%)	育成就労実施者の常勤の職員の総数の10分の3 (30%)	育成就労実施者の常勤の職員の総数の20分の9 (45%)
201人以上300人以下	45人	90人	135人
101人以上200人以下	30人	60人	90人
51人以上100人以下	18人	36人	54人
41人以上50人以下	15人	30人	45人
31人以上40人以下	12人	24人	36人
9人以上30人以下	9人	18人	27人
8人	9人	18人	24人
7人	9人	18人	21人
6人	9人	18人	19人
5人	9人	15人	16人
4人	9人	12人	13人
3人	9人	10人	11人
2人	6人	7人	8人
1人	3人	4人	5人

※ 常勤職員数に育成就労外国人及び技能実習生の数は含まない。なお、特定技能などほかの在留資格の外国人は含む。

育成就労外国人の受入れ人数枠②

3. 単独型の人枠 ★

	一般（基本人数枠）	優良（基本人数枠の2倍）	指定区域内（地方）に住所がある 優良な育成就労実施者 ★
下記以外のもの	育成就労実施者の常勤の職員の総数の 20分の3（15%） ※ 育成就労実施者の常勤の職員の総数が 20名以上である必要がある。	育成就労実施者の常勤の職員の総数の 10分の3（30%） ※ 育成就労実施者の常勤の職員の総数が 10名以上である必要がある。	なし
継続的かつ安定的に育成就 労を実施することができる 体制を有するもの	監理型の人枠①	監理型の人枠②	監理型の人枠③

※ 常勤職員数に育成就労外国人及び技能実習生の数は含まない。

4. 技能実習生の取扱い

- 施行後も技能実習を行う **1号技能実習生と2号技能実習生の数**は、育成就労外国人の受入れ人数枠の計算の際は、**育成就労外国人の数として計算**する。
- 施行日（令和9年4月1日）時点で技能実習を行っている1号技能実習生は、施行後も2号技能実習に移行することが可能。
- 施行日（令和9年4月1日）時点で技能実習を行っている2号技能実習生のうち、**2号技能実習を1年以上行っている者**は、**施行後も3号技能実習に移行することが可能**。

(参考) 法務大臣・厚生労働大臣が定める区域 (指定区域 (地方))^{*}

- 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県**以外の道県**
- 上記8都府県の**過疎地域**
→指定区域



大都市圏等



東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県のうち、**過疎地域を除く地域**

【8都府県のうち、指定区域 (地方) とされる地域】

埼玉県 (秩父市、ときがわ町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町)

千葉県 (旭市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、鋸南町)

東京都 (檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村)

神奈川県 (真鶴町)

愛知県 (新城市、設楽町、東栄町、豊根村)

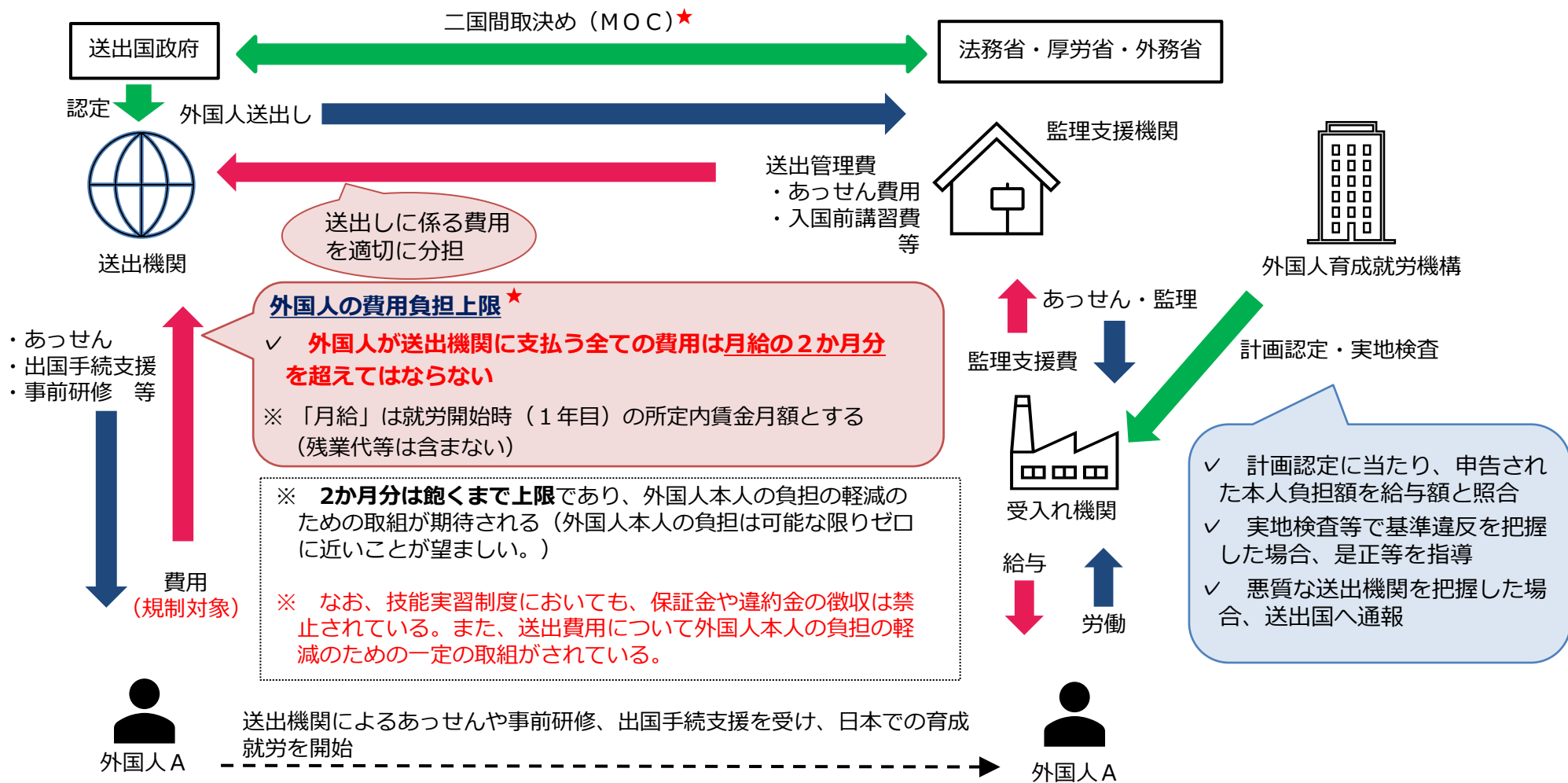
京都府 (福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、木津川市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町)

大阪府 (豊能町、能勢町、岬町、千早赤阪村)

兵庫県 (洲本市、豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、多可町、市川町、神河町、佐用町、香美町、新温泉町)

⇒ 8都府県のうち、これらの地域以外の地域は指定区域外 (大都市圏等)

外国人が送出機関に支払う費用の上限と送出機関の要件



労働者派遣等監理型育成就労

派遣元について

- 労働者派遣等監理型育成就労産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であるなど一定の要件を満たし、かつ、労働者派遣等監理型育成就労産業分野の所管行政機関の長と協議の上で適当と認める者
- 派遣元の労働者派遣等監理型育成就労に係る業務に従事する常勤の役職員1人当たりの育成就労外国人の数が**40人未満であること**。(2名以上が必要)等



労働者派遣等監理型育成就労産業分野については、**季節性のある分野（農業・漁業分野）**を想定しており、分野別運用方針において定める

費用負担について

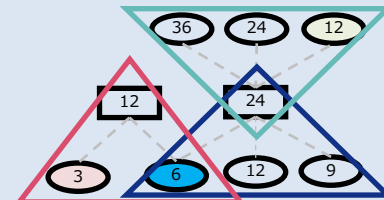
事業所間の移動や転居する場合には、育成就労実施者又は監理支援機関において、当該移動及び転居が円滑になされるよう費用を負担するなど、必要な措置を講ずること。

受入れることのできる育成就労外国人の数について

労働者派遣の形態で育成就労を共同して行わせる派遣元・派遣先ごとの受入れ人数枠（個別人数枠）のうち最も少ない数とする。各派遣元・派遣先においては、個別人数枠も適用される。なお、派遣元で業務に従事しない場合には当該派遣元の個別人数枠は適用されない。

(人数枠の例)

- △：育成就労計画ごとの派遣単位・赤の派遣単位的人数枠は「3」
- ：派遣元の個別人数枠
- ：派遣先の個別人数枠
- 青の派遣単位的人数枠は「6」
- 緑の派遣単位的人数枠は「12」



監理支援機関の監査について

派遣元・派遣先に対し、これらの事業所において育成就労外国人に業務に従事させている期間中**3月に1回以上（※）の頻度**で監査を適切に行うこと。

※ 就労期間が3月に満たない場合にあつては就労期間中に1回以上、派遣元がその事業所において育成就労外国人に業務に従事させることとしていない場合にあつては1年に1回以上行うこと。

派遣先について

- 派遣先の数は**最大3**（派遣元で業務に従事する場合は最大2）
 - 派遣先責任者が、派遣就業の適正な管理に必要な知識を習得していると認められること。
 - 業務に従事させるいずれの事業所においても従事させる業務において**要する技能は同一**
- ※ 派遣元、派遣先における就労を通じて全ての必須業務に従事。

その他要件

派遣先の責めに帰すべき事由による休業のとき（当該休業が派遣元事業主の責めに帰すべき事由による休業と認められる場合を除く。）において、派遣元が、当該休業期間中、監理型育成就労外国人に、労働基準法第12条第1項に規定する平均賃金に相当する額の**100分の60（60%）以上の手当を支払うこと**としていること。

※ 労働者派遣法上の労働者派遣である場合

本人意向による転籍の要件*

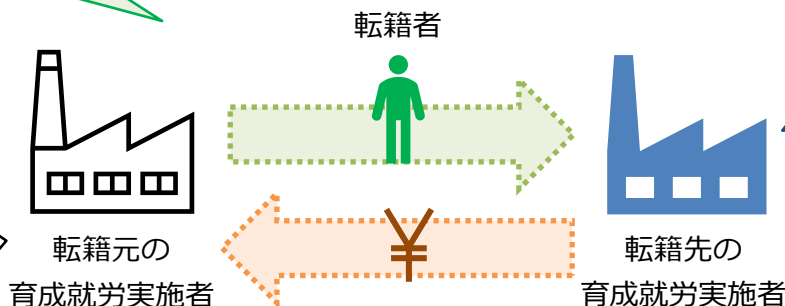
転籍者要件

- 一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有することその他の分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。
- 3年を超えて育成就労の期間が延長されている者でないこと。

転籍制限期間

- **育成就労産業分野ごとに1年以上2年以下の範囲内で分野別運用方針で定める期間を超えていること。**

※ 育成就労実施者の判断で転籍制限期間を1年とする旨を育成就労計画で定めているときは、1年



民間職業紹介事業者等の関与禁止の要件

- 転籍する育成就労外国人との間での雇用契約の締結に関し、監理支援機関、機構、ハローワーク等以外の者が行う職業紹介及び特定募集情報等提供事業による情報提供を受けていないなど、民間職業紹介事業者を関与させていないこと。

転籍先要件

- 転籍先が優良（技能・日本語能力の育成の実績等に照らして優良）であること。

転籍者の割合

- ①と②の両方を満たすこと。

$$\textcircled{1} \quad \frac{\text{本人意向の転籍者の総数}}{\text{育成就労外国人の総数（転籍後）}}$$

が**3分の1**を超えないこと。

- ② 育成就労実施者の住所が**指定区域外（大都市圏等）**である場合は、

$$\frac{\text{指定区域内（地方）からの本人意向の転籍者の総数}}{\text{育成就労外国人の総数（転籍後）}}$$

が**6分の1**（※）を超えないこと。

（※）転籍者を含めて外国人受入れが6人未満の小規模な受入れ機関は1人まで

初期費用負担

- 育成就労外国人の取次ぎ及び育成に係る費用として法務大臣及び厚生労働大臣が**告示で定める額**に、転籍元での就労期間に応じた**按分率をかけた金額**を転籍元の育成就労実施者に支払うこととしていること。

転籍元が育成就労を行わせた期間	按分率
1年6月未満	6分の5
1年6月以上2年未満	3分の2
2年以上2年6月未満	2分の1
2年6月以上	4分の1

(参考) 育成就労制度における地方への配慮施策*

- 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県**以外**の道県
- 上記8都府県の**過疎地域**



大都市圏等



東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県のうち、**過疎地域を除く地域**

【配慮施策①】

地方の優良な受入れ機関のうち、優良な監理支援機関の監理支援を受けるものが**受け入れることができる育成就労外国人の人数枠を更に拡大**

	地方	大都市圏等
受入れ機関（一般）	基本人数枠	基本人数枠
受入れ機関（優良）	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍
受入れ機関（ 優良 ） 監理支援機関（ 優良 ）	基本人数枠の3倍	—

【配慮施策②】

地方の受入れ機関が**転籍者を受け入れられる割合を、受入れ機関に在籍する育成就労外国人の総数の「3分の1以下」まで緩和する**

転籍元	転籍先	転籍者の割合
地方	大都市圏等	6分の1 (※)
大都市圏等	地方	3分の1
地方	地方	3分の1
大都市圏等	大都市圏等	3分の1

(※) 転籍者を含めて外国人受入れが6人未満の小規模な受入れ機関は3分の1

監理支援機関に係る基準

外部監査人について

- ①養成講習を受講している
- ②弁護士、社会保険労務士、行政書士の有資格者その他育成就労の知見を有する者★
- ③監理支援機関と密接な関係を有さない者



外部監査人

外部監査

禁止事項

送出機関から**キックバック**・社会通念上相当な範囲を超える**供給等を受けること**、送出機関に**これらを要求等することを禁止**



送出機関

外国人送出し

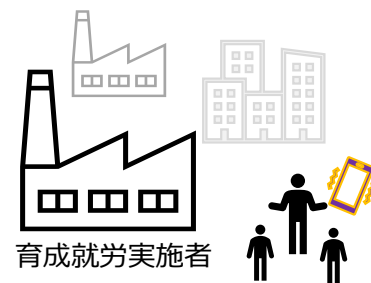
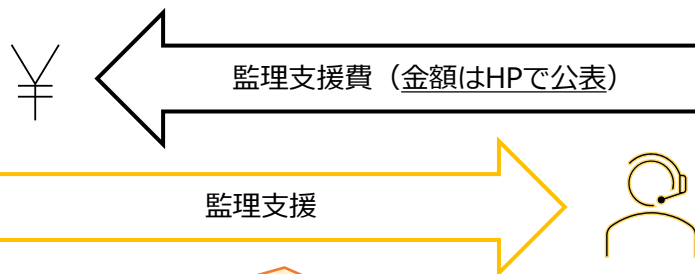
監理支援機関



監理支援機関の許可要件について★

- ①債務超過がないこと。
- ②監理支援を行う育成就労実施者の数が原則として**2者以上であること**。
- ③監理支援事業の実務に従事する常勤の役職員数は以下を満たさなければならない。
 - ・2人以上いなければならないこと。
 - ・当該役職員1人当たりの
 - i **育成就労実施者の数が8者未満**であること。
 - ii **育成就労外国人の数が40人未満**であること。
- ④監理型育成就労外国人からの母国語相談等に対応できる体制を有していること。
- ⑤育成就労外国人の保護の観点から、緊急対応等の能力を有していること。

※ ②と③は、一部の分野においては代替要件を設定可能



育成就労実施者

監理支援責任者について

- ①監理支援機関の**事業所ごと**に、常勤の役職員の中から監理支援責任者を**選任する**。
- ②当該事業所において監理支援を行う育成就労実施者の役職員等の場合は選任できない。
- ③監理支援責任者は、**過去3年以内に養成講習を修了した者でなければならない**。

※ 施行後当分の間は、養成講習については技能実習制度の養成講習により代替予定。

監理支援について

- ①育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する事項について、監理支援責任者の指揮の下に、**育成就労実施者に対し3月に1回以上の頻度**で実地による監査を適切に行うこと。
- ②**育成就労外国人の育成就労の期間が1年を超えるまでは**、育成就労実施者が認定育成就労計画に従って育成就労を行わせているかについて、**1月に1回以上の頻度で、実地による確認等及び育成就労実施者に対する必要な指導を行うこと**。
- ③監理支援を行う育成就労実施者の出身職員等は、**入国後講習等の一部の業務を除いて、その密接な関係を有する育成就労実施者に対する業務には関与できない**。★

育成就労制度における建設分野の取組

令和8年6月11日

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

育成就労制度における建設分野の上乗せ措置等(案)

○ 上乗せ措置は、技能実習や特定技能における上乗せ措置も踏襲しつつ、国土交通大臣や分野別協議会への必要な協力、労働安全衛生対策等の措置を追加

■ 主な上乗せ基準等

受入企業	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第3条に基づく許可 受入企業の建設キャリアアップシステムへの登録 国土交通大臣や分野別協議会への<u>必要な協力</u> 建設工事において<u>元請企業の指導に従うこと</u>
処遇	<ul style="list-style-type: none"> 育成就労外国人の建設キャリアアップシステムへの登録 日本人と同等以上の報酬の安定的支払い(月給制) 母国語での書面を用いた<u>重要事項の説明</u> <p>※就労期間に応じた昇給の実施は基本方針で規定</p>
受入れ枠	<ul style="list-style-type: none"> 育成就労外国人の数が<u>常勤職員の総数を超えないこと</u> <p>※なお、常勤職員の数には、外国にある事業所に所属する常勤の職員、<u>1号特定技能外国人</u>、育成就労外国人、技能実習生の数を含めない</p> <p>※優良な育成就労実施者には適用されない</p>
安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> 入国後講習における<u>労働安全衛生対策についてのオリエンテーション</u>の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能受入事業実施法人に所属する受入企業は分野別協議会に加入したものと扱って運用 本人意向による転籍の制限期間は、当面、<u>2年</u>と設定

■ 受入れ人数枠(監理型育成就労の場合)

常勤職員数	① 一般の 育成就労 実施者	② 優良な 育成就労 実施者 (①の2倍)	③ 優良な監理支援機関 かつ地方に住所がある 優良な育成就労実施者 (①の3倍)
301人以上	常勤職員数の20分の3	常勤職員数の10分の3	常勤職員数の20分の9
201人～300人	45人	90人	135人
101人～200人	30人	60人	90人
51人～100人	18人	36人	54人
41人～50人	15人	30人	45人
31人～40人	12人	24人	36人
9人～30人	9人	18人	27人
8人	<u>8人</u>	18人	24人
7人	<u>7人</u>	18人	21人
6人	<u>6人</u>	18人	19人
5人	<u>5人</u>	15人	16人
4人	<u>4人</u>	12人	13人
3人	<u>3人</u>	10人	11人
2人	<u>2人</u>	7人	8人
1人	<u>1人</u>	4人	5人

※常勤職員の数には、外国にある事業所に所属する常勤の職員、1号特定技能外国人、育成就労外国人、技能実習生の数を含めない

建設分野育成就労協議会について

- 育成就労実施者は、育成就労外国人の受入れにあたり、育成就労協議会への加入が必要とされており、協議会において建設分野全体での育成就労の実施状況の調査・把握や転籍制限に伴う待遇向上策の設定・周知等を実施

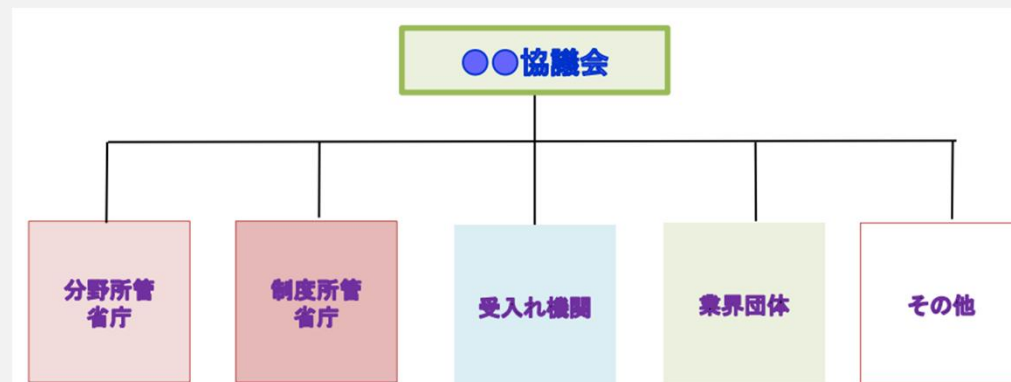
目的

- 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報の共有
- 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組についての協議 等

活動内容

- 育成就労の実施状況等についての調査・把握、協議会構成員間での優良事例の横展開
 ※ 育成就労実施者による育成就労の実施状況の本協議会への定期的な報告を協議会規約の遵守事項に位置づけることを想定
- 育成就労協議会としての「行動規範」や「育成・キャリア形成プログラム」の策定・運用
 ※ 育成就労協議会としての行動規範を策定し、協議会規約の遵守事項に行動規範の遵守を位置づけることを想定
- 転籍制限に伴う待遇向上策の設定・周知
- その他、構成員間の連絡調整、育成就労実施者等に対する助言・指導 等

構成員(イメージ)



- ※ 育成就労実施者になろうとする者は、育成就労機構への育成就労計画の認定申請時に、育成就労協議会に加入していることを証する書類の添付が必要となります。
- ※ 育成就労協議会は、特定技能受入事業実施法人である(一社)建設技能人材機構(JAC)も構成員として参画するため、JACに所属している育成就労実施者等は、既に育成就労協議会に加入しているものと扱われます。

加入手続き、立ち上げ時期 等

加入手続きやその他の詳細については、決まり次第、国土交通省のホームページ上でお知らせします

育成就労制度の周知に向けた取組

○育成就労制度の施行に向けた準備として、令和8年度においては、育成就労制度に関する周知活動を積極的に行う予定。

○具体的には、(一社)建設技能人材機構と連携し、「建設分野特定技能外国人制度の説明会」にて、建設分野における育成就労制度の上乗せ基準等についても説明し、周知を図る。

■「建設分野特定技能外国人制度の説明会」の今年度の開催スケジュール

開催地	開催日	会場	住所
福岡県	7月8日(水)	九州ビル貸会議室	福岡市博多区博多駅南1-8-31
広島県	7月9日(木)	広島県JAビル貸会場	広島市中区大手町4-7-3
沖縄県	7月16日(木)	沖縄県立博物館・美術館	那覇市おもろまち3-1-1
北海道	7月23日(木)	TKP札幌駅カンファレンスセンター	札幌市北区北7条西2-9
香川県	7月30日(木)	高松商工会議所	高松市番町2-2-2
東京都	8月6日(木)	浜離宮建設プラザ	中央区築地5-5-12
新潟県	8月20日(木)	朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター	新潟市中央区万代島6-1
宮城県	8月27日(木)	PARM-CITY131貸会議室	仙台市青葉区一番町3-5-1
大阪府	9月2日(水)	大阪科学技術センター	大阪市西区靱本町1-8-4
愛知県	9月3日(木)	中日カンファレンス	名古屋市中区栄4-1-1
埼玉県	9月10日(木)	万代貸会議室	さいたま市大宮区仲町2-60

開催地	開催日	会場・住所
北海道	10月8日(木)	TKP札幌駅カンファレンスセンター 札幌市北区北7条西2-9
大阪府	10月21日(水)	西日本建設業保証株式会社貸会議室 大阪市西区立売堀2-1-2
愛知県	10月22日(木)	中日カンファレンス 名古屋市中区栄4-1-1
東京都	11月5日(木)	浜離宮建設プラザ 中央区築地5-5-12
福岡県	11月26日(木)	八重洲博多ビル 福岡市博多区博多駅東2-18-30